季刊

分働統研

クォータリー

座談会 今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

坂本 修

大木 一訓

坂内 三夫



国際・国内動向

ドイツ 新政党「左翼」の誕生

夏目 雅至

トンネルじん肺根絶に向けて

石田 直道

新刊紹介

雇用破壊の現実を追及した近刊3冊

『ワーキングプアと偽装請負』『偽装請負-格差社会の労働現場』

『雇用融解』

金田 豊

宮前忠夫編訳著『新訳・新解説 マルクスとエンゲルスの労働組合論』

天野 光則

全日本年金者組合編

『ふつうの暮らしがしたい――無年金・低年金者の証言第2集』 藤吉 信博

・島崎晴哉中央大学名誉教授・労働総研理事を偲んで

松丸 和夫

・草島和幸前事務局長の死を悼む

熊谷 金道

労働運動総合研究所

先進自治体から学び、わがまちの政策を展開するために

自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例

植田浩史著

A5判 定価 1785円

地域経済格差、自治体の財政危機・・こういう時代だからこそ、地方自治体による地域産 業政策の展開が求められている。

本書では、東京都墨田区・大田区、そして 著者自身が関わった大阪府八尾市や東大阪 市・大阪市・大東市などの先進自治体の取り 組みからこれからの地域産業政策に必要な 視点を提供する。 =本書の主な内容=

第 1章 地域経済と地域産業の現状

第2章 地域產業政策

第3章 地域産業政策への取り組み 大阪の自治体の事例から

第4章 中小企業振興基本条例

第5章 21世紀の地域産業政策の課題

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 http://www.bekkoamene.jp/i/jitiken/ TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

本当の改革を行うには、まずはわがまちの分析から

政策づくりに役立つ・

自治体公共事業分析

入札・発注制度改革、地域づくりのために

永山利和・建設政策研究所=編

B 5 判 定価 2310 円

談合、ダンピング…建設産業を取り 巻く問題は山積している。本書は、自 治体から「公共工事契約一覧表」など を入手することによって、自治体がど ういう工事をどういう業者に発注して いるかを明らかにする。その分析から、 自治体の入札契約制度改革、建設産業 育成・発注制度改革の政策提案を行う。

=本書の主な内容=

第 I 部 なぜ、どのように分析をするのか (分析の意義、入手したい資料、分析の視点) 第 II 部 6 つの分析方法からわかること (政策動向、入札とコスト削減、建設産業・建設 投資・公共投資の動向、発注動向、受主業者の特 徴、入札方法の分析)

第Ⅲ部 分析から政策づくりへ

自治体研究社

〒 162-8512 東京都新宿区矢来町 123 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/ TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

労働総研クォータリー

第66号 (2007年春季号)



—— 目 次 ——

座 談 会●今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題 坂本 修,大木 一訓,	坂内	三夫	2
国際・国内動向			
■ドイツ 新政党「左翼」の誕生	夏目	雅至	25
■トンネルじん肺根絶に向けて	石田	直道	28
新刊紹介●雇用破壊の現実を追及した近刊3冊			
『ワーキングプアと偽装請負』『偽装請負-格差社会の労働現場』『雇用融解』	金田	豊	33
● 宮前忠夫編訳著『新訳・新解説 マルクスとエンゲルスの労働組合論』	天野	光則	34
● 全日本年金者組合編			
『ふつうの暮らしがしたい――無年金・低年金者の証言第2集』	藤吉	信博	35
・島崎晴哉中央大学名誉教授・労働総研理事を偲んで	松丸	和夫	36
・草島和幸前事務局長の死を悼む	熊谷	金道	37

座談会:

今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

坂本 修 (弁護士)

大木 一訓 (労働運動総合研究所代表理事) 坂内 三夫 (全国労働組合総連合議長)

司 会 (藤吉信博・労働総研事務局次長)

【編集部注】この座談会は参院選前の6月12日におこないました。そのため、参院選後の情勢について それぞれ補足発言をおこなっていただきました。

司会:米軍とともに海外で戦争をするために 憲法9条破壊を軸に憲法を全面的に改悪しよう とする日米支配勢力の攻撃は、教育基本法改悪、 改憲手続法の成立をはじめ、労働ビッグバンの 策動、税制改悪、生活保護法・年金・介護・医療・社会保障・社会福祉の全面的改悪など、労 働者・国民の生活と権利に対する全面的な攻撃 となっています。こうした攻撃のもとで、貧困 と格差問題が深刻となり、国政の中心問題とな るなど、かつて経験したことのない状況がうま れています。

安倍政権の中枢を占める「靖国」派の攻撃は、 日本侵略戦争の美化、従軍慰安婦問題に対する 政府責任の否定、男女平等の否定、天皇中心主 義など、第二次世界大戦以後に確立・発展させ てきた国際秩序を根本的に破壊し、民主主義諸 原則を真っ向から否定するものであり、内外で 大きな矛盾に直面しています。

全国で6,000を超える9条の会の発展をはじめ、残業代不払法であるホワイトカラー・エグゼンプション制導入などを含む労働法制改悪反対の共同や多くの全国的な人権裁判の開始など、運動に新しい展望を切り開きはじめており、日

米支配勢力の複合的な全面的攻撃に対する国民 諸階層の反撃の好機をつくりだしてきていいま す。間違いなく国民諸階層の憤激が広がり、高 まっているように思われます。そうしたなかで、 私たちは今回の参議院選挙をむかえています。

座談会では、こうした情勢をも踏まえて、現在の憲法をめぐる情勢の特徴を解明し、日米支配勢力の攻撃を打ち破り、憲法9条を軸にした憲法を全面的に活性化させていく運動と政策の発展方向を縦横に論じていただきたいと思います。

最初に、坂本先生から憲法改悪攻撃の現段階と運動の特徴について、ご報告をお願いします。 先生は、1年3ヵ月前に、『憲法 その真実一光をどこにみるのか一』を出版され、この3年間で150回以上の学習会の講師活動など、憲法改悪反対の運動に積極的に参加されています。憲法改悪反対の活動を通じて、労働者・国民のこの問題に対する変化をどのように実感されていますか。民衆の側に立つ弁護士として48年間奮闘してこられたわけですが、この運動を発展させる光をどこにみておられますか。

改憲攻撃と改憲反対闘争の現状、打開の展望

坂本 修

私は1932年秋田県の小さな町に生まれ、第二次大戦の敗戦は中学二年生の時に迎えました。その時点では「骨の髄(ずい)」までの軍国主義少年でした。兄の悲惨な戦病死などを経験し、この戦争は何であったのかについては分かってきました。しかし、戦争を放棄して基本的人権を保障した日本国憲法が何であるのかについて、正確に理解するまでに少し時間がかかりました。そうした過程を経て弁護士になりましたが、世に出たときには憲法を守る立場に立ってきました。弁護士になって48年、74歳になります。憲法は私たちの"宝"であり、「今こそ旬(しゅん)」だというつよい実感を持っています。

その憲法の命が本当に危ないとの思いで、3年前「9条の会」の発足記念講演会に出席しました。その会場で「9条の会」の発起人8人の話を聞きました。澤地久枝さんが改憲阻止のためには「9条からは1ミリも引かない決意でがんばる」と発言されたのを聞き、私なりにできるだけのことをしようと思いました。そうは言っても私にやれることは限られていますので、改憲反対の学習会の報告者・話し手というのが、私のやってきた主な活動です。

直近では改憲手続法がきわめて重要な問題だと 気づき、去年の5月からは改憲手続法の廃案をめ ざすための解明、執筆、宣伝に集中してきました。

《3つのポイントに絞っての報告》

司会者から求められた「憲法改悪攻撃と運動の特徴」というテーマは、大きすぎて、私の力にあまりますが、とりあえず改憲状況をどう見ているのかについて、3つのポイントに絞って述べます。第1は、支配勢力の策動が何処まで

到達しており、いま彼らが何をしようとしているのかについてです。第2は、改憲反対派がこの3年間にどこまで反対運動を広め、何処に到達しているのかについてです。第3は、このせめぎ合いのなかで、私が改憲反対運動にどのような"光"と展望をみているのかについてです。

《かつてない危険な段階-2010年改憲を掲げる》

憲法改悪が現実の政治日程で正面にすえられており、2010年に改憲発議をすることが予定され、改憲が今回の参議院選挙での政権政党・自民党の第1の公約に掲げられています。憲法制定直後からのアメリカを根源とする改憲策動、そして、日本の財界と政権政党のこれに相呼応しての策動の長い歴史のなかで、例のない新たな危険な状況が目の前にある。たとえれば、「濁流は足を洗う」ところまできていると見なければなりません。憲法改悪反対のたたかいが戦後史のなかでかつてないのつびきならない闘争になっているという現局面の特徴をはつきりと認識することが重要です。

《自民党新憲法草案-

「戦争をする国」のための"壊憲"案》

自民党は、「靖国」派といわれる人たちの本音 丸出しの改憲案 (04年2月、「草案大綱 (たたき 台)」を少し和らげて、民主党を巻き込むことを 展望しながら、この案で突破しようと考えた「新 憲法草案」を、05年11月22日、自民党結党50周 年大会で確定し、国民にも公表しました。この ことは、自民党の改憲策動が新しい階段を上っ たことを意味します。

《改憲手続法の正体》

そうした情勢のもとで安倍内閣が成立しました。そして、安倍自公政権は07年5月18日、「国民投票法」とも言われる「改憲手続法」(正式名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」)を、数の暴力できわめて強引に成立させた。このことによって、彼らは、つぎの国会から憲法改正案の実質審議を開始できる条件を手に入れました。

改憲手続法は最初の段階では改憲発議案そのものの討議もできると読めたのですが、公明党などから"そこまで書かないでくれ"言われて、改憲発議案そのものの審議は3年後としました。しかし、自民党は、発議の原案になる大綱とか骨子については、議論することは差し支えないとしています。参議院選挙の結果で民主党がどうでるかという問題はありますが、少なくとも自民党は"やる"と公言しているのです。

いままでの憲法調査会のように改憲案そのものをどうするとか、改憲をした方がいいのかどうかの結論を出すことはできないという仕組みではありません。改憲手続法は、改憲発議を当然のこととしていま述べたような国会審議をし、いうならば発議案の「下ごしらえ」に着手することになることを予定しているのです。この点でも、改憲策動は新たな階段をのぼったことになります。

改憲手続法は、「憲法改正の限界」を越える"壊憲"のための手続法ですから、その立法目的において、すでに、本当は違憲の法律です。ここでは、そのことをさておきますが、汚れた目的実現のために、その内容が不公正で、憲法に反していることについて、簡潔に述べておきます。

第1に「過半数ハードル」引き下げの問題です。同法は最低得票率も定めず、「有効投票の過半数」で成立としています。つまり、得票率50%、白票その他無効票10%とすれば「5人に1人」で改憲成立としている。こんな少数の賛成で改憲が可能になるということ、改憲へのハー

ドルを下限なしにこんなに下げてしまうことは「承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」という憲法96条の本来の趣旨に反しています。

第2に、約530万人といわれる国家公務員、地方公務員、教育者の国民運動参加の自由を規制し、さらに、「政治的行為の制限」規定の適用も検討予定としている。つまり、懲戒処分と刑罰でのダブル規制を計画しているということです。これは、530万人の思想信条の自由、政治活動の自由、主権者としての国民投票を進めていく自由を侵害し奪うもので、これまた違憲です。

第3は、改憲諸党の議員が絶対多数(20人中 17人か18人)の広報協議会が、税金を使って改 憲案の広報と PR 広報の双方を支配することで す。

第4はマスコミの有料CMを基本的に野放し にしていることです。 投票の 2 週間前以降は禁 止ですが、その期間を除けば発議後の60日から 180日という国民投票運動期間、自由にできる。 お金のある者が自由自在にCMを流すことがで きる。実際でいえば、全国ネットで、CMがまぁ みてもらったといえる程度の放送枠を買うには、 CM料は4億円から5億円、全期間、有効なCM を流すとすれば、5~600億円、やりようによっ ては1千億円以上かかる。「カネ」のある側が圧 倒的に有利であり、主権者が平等に情報を得て、 その意思に基づいて自ら決するという法律には なっていない。「カネで憲法が買える」ことにな る。改憲手続法はこうした仕組みの複合効果で 憲法96条が明記した国民投票制度を歪曲する仕 組みになっている。憲法96条を「立法によって 改憲する」に等しいことといわなければなりま

このような改憲手続法を改憲勢力が手に入れ たことは、改憲策動をやりやすくするもので、 情況をより緊迫したものにしたことは確かです。

《改憲策動に拍車をかける安倍首相》

今年になって、改憲手続法の強行制定、参議院選挙の公約に2010年に改憲発議を掲げ、その一方で、「はじめに集団自衛権ありき」をつくり、集団自衛権の行使を認める答申をさせようという、改憲策動のいうならば暴走的なエスカレーションが始まっています。この事態は、やはり安倍政権の誕生と性格に原因があるように思います。

安倍さんはいままでにない首相です。彼は、 「血の同盟」のために改憲する、「血の同盟」の 邪魔になる「戦後レジーム」を打破すると言っ ている。こんなことを言った総理はいない。そ して自分の任期中の改憲を主張し、日限をきっ て改憲手続法を強行してつくり、さらに2010年 改憲発議を今回の参議院選挙の第1の公約とし た。これは総理大臣として、憲法99条がはっき り書いている、憲法擁護義務の明らかな違反で す。改憲したいと思うのは自由だが、総理大臣 はその国の憲法を尊重し擁護する義務がある。 だが安倍首相は擁護するのでなく破壊しており、 抹殺することを公言しているのです。田中角栄 がロッキード事件でかつて汚職事件を引き起こ した時、「総理の犯罪」と言われました。私は安 倍総理のいまの行動は田中角栄以上の「総理の 犯罪」であり、彼の一連の発言は、「主犯の自 白」なのだと言っています。

安倍氏はもともと自民党靖国派の中心人物です。靖国神社の公式参拝でも、従軍慰安婦問題でも、教科書問題でも、ずっと反動的な役割を果たしてきました。日本会議の国会議員団の中心人物が首相になったことで、改憲状況をより悪化させている。これとの関係で、自民党が新憲法草案を作る前の本音丸出しの「自民党憲法改正草案大綱(たたき台)」が再び前面にでてきたことに注目する必要がると思います。

「たたき台」は、「前文」に日本国のこれまでの歴史、伝統的価値観に根ざした固有の価値、

一言で言えば「国柄」を明らかにする。天皇を中心に幾多の試練を超えて発展してきたことを明記する。天皇元首、集団自衛権の明記、基本的人権は国家の利益のためには制限し、人権制約原理を明確化する。いままでのような公共の福祉というあいまいな言い方はやめる。政教分離原則を緩和する。家族の役割を強調するなど、復古主義の噴出したものでした。

そんな復古的な改憲案を要求する靖国派の中心人物である安倍首相のもとで、彼らなりの国民運動を新憲法草案から「たたき台」・大綱型の改憲案にとりかえて、勝負に出てくるのか、それともそれにくらべれば、本質は同じだが、少し表現を和らげている新憲法草案でやってくるか、あるいは、新憲法草案を文章は少しやわらげて、民主党の取りこみ、一本化発議をたくらむか、今回の参議院選の結果にもよりますが、事態が複雑に動くことが予想されます。

しかし、どう動いても、自民党、そしてその 背後の主人公である財界やアメリカが、改憲策 動を自分でストップするとは考えられません。 一方において、ひきつづき事実上の改憲、立法 改憲の策動をすすめることと併行、あるいは複 合させて、状況に応じて、手を変え、品を変え て明文改憲策動をすすめてくる——それが改憲 勢力側の基本戦略だと考えます。

《改憲反対の運動の到達点をどうみるか》

改憲策動の「濁流は足を洗う」ところまで来ていると話しましたが、では、これに対抗し、憲法 9条を護る、改憲を阻止する、そして憲法を生かす要求を広げるという運動は、どこまできているのか?私は、こうした運動の全局面を知る立場にはいませんし、報告時間も限られています。そこで、改憲手続法反対運動およびその後の活動の経験を中心に、的を絞って報告することにします。

《改憲手続法反対闘争の成果》

私たちは、改憲手続法の正体を明らかにするために全力を尽くしました。国会では日本共産党、社民党の各議員が鋭く追及しました。改憲反対の人々はもちろんのこと、一般マスコミでも、この法案はひどすぎるとなり、世論調査では7割が、今国会で急ぎ成立さすべきではないということになるというところまで私たちは追いつめたのです。にもかかわらず、法案はボロボロで18項目の附帯決議を申し訳につけざるを得なくはなりましたが、安倍首相の強行指示で成立させられました。

しかしその後、私が参加した自由法曹団の諸会 議、そして各地、各職場での学習会での経験では、 たたかった人々の側には敗北感も挫折感もあり ません。急がず、あわてずに、頭をあげて、いっそ う緊迫した局面にふさわしい「新たな一歩」と決 意を固めた人の方がはるかに多い。それが、正直 な実感です。この実感は、ともにたたかった人々 におそらく、共通だと思っています。

私たちのこの実感には確かな根拠があります。 第1に、私たちは、改憲手続法に反対してたた かうことによって、これからの"正念場"で役 立つ貴重な財産を得たという実感があるからで す。自、公、民3党が法案を一本化して制定し、 改憲発議案一本化の予行演習をし、実績をつく るという改憲勢力の当初からの政治的たくらみ を私たちは失敗させました。「中立、公正な手続 法」であるといういつわりの主張を国会の内外 で、ボロボロになるまで明らかにしました。そ れだけではありません。なによりも大きな財産 は、「改憲の是非を決めるのは一人一人の国民な のだ」ということをいままでの範囲を超えた国 民の共通の認識にすることができたということ です。改憲手続法に様々な"毒"がもりこまれ 「カラクリ」が仕込まれていても、主権者である 私たちが改憲の正体をつかみ、改憲反対の世論 を、この3年間に広げ、多数派国民の確信にす ることができれば、私たちは必ず改憲を阻止できる。だから、いまからすぐに改憲反対の声を 広げようという思いをたたかうことによって、 多くの人々がつよくしたことはたしかなように、 私には思われます。

全体としての改憲反対運動は、この間どう進んだか。わずかこの1年に絞っても、改憲阻止、憲法を生かす運動に、様々に新たな"光"が生まれ、広がっている――私たち自身が広げてきている――ことに確信がもてると思っています。9条の会は6,000を大きく超え、共同センターはほぼ全県に確立されています。有事法制反対、教育基本法改悪反対では、いままでの枠をこえて新たに共同がひろがり、しかも、こうした運動は、昨年の後半頃から堰を切ったように憲法9条改憲反対を掲げるようになってきています。

イラク戦争の広がる惨状が安倍首相が声高に 叫ぶ「アメリカとともに血を流す同盟」にし、 「戦後レジーム」を変更するために改憲をすると いう路線の誤りをのっぴきならない事実で証明 した、そのことが、9条改憲反対の世論を広げ、 運動を前進させた、その大きな理由の一つになっ ています。イラク戦争を止めない限り、そして、 安倍内閣が、テロ特措法の延長などをしようと すればする程、そして、あれこれの事実上の改 憲策動を進めれば進める程、憲法9条改憲反対 の声は広がり、強まっていくに違いありません。

《新たな条件――生活要求との合流が始まった》

私は、それとともに、新自由主義路線が急速に破綻し、国民との矛盾が広がっていることに、改憲反対のたたかいを発展させる新たな条件が見えてきたように思っています。「格差と貧困拡大の国」「消える年金、増える税金の国」、労働のルールを破壊し、社会保障を切り捨てる「棄民の国」、そして、こうした政治や経済に国民が従順に従うように「教育改革」で「心の支配をする国」――「そんな国、そんな社会はごめん

だ」「平和に人間らしく生きたい」という要求はこの1年間にかつてない勢いで草の根から広がっている。そのことは、私たちが共通して確認できることは確かな事実です。こうした党派を超え、世代を超えた幅広い要求が、憲法9条とともに、憲法25条を、平和とともに生活を、自由と人権と民主主義をという声が、それぞれに結びあって、憲法闘争を発展させる新たな局面が生まれている――そこに私は3年前にそうなって欲しいと思いつつも、なかなか展望を持ち切れなかった新たな"光"が見えてきているように思うのです。

今年の各紙の世論調査では、憲法9条改正の 賛否は、各紙とも反対が増え、賛否の比は6対 4になっています。たとえば、一貫して改憲キャンペーンをしてきた『読売』の今年3月の世論 調査でも、憲法9条改憲は反対が56%、賛成36 %、両者の差は20ポイントに開きました。改憲 反対の運動の成果ですが、その根底には、新自由主義、構造改革反対の声の広がりがあるのではないでしょうか。世論調査の数字に一喜一憂するのではありませんが、この変化は矛盾の深化と要求闘争、その合流が、改憲をめぐる"せめぎあい"について新たに有利な局面を開きつつあることを示す"光"だと私は見ています。 司会者から先程、紹介していただいた小著の 〈パート4〉で"光"をどこにみるかを書いたの ですが、そのときにくわえて、もっとはっきり した"光"をみる思いをしているのです。

もちろん、"せめぎ合い"は複雑で、前途には 多くの困難があり、未知、未踏の課題がある。 そのことは直視します。だが、「あの可能性も、 この可能性もある」と座して指折り数えている 時ではない。大事なことは、新たな局面で生まれている"光"、ひろがってきている前進の条件 をつかみ取って、打って出ることではないだろうか、と私は語り歩いています。そして、身の 回りの人々と対話し、もう何まわりも大きい、 改憲反対の共同を、一人ひとりの自分の行動で つくりあげよう。決めるのは自分なのだと、よ 合意できているように思っています。

まとまりの悪い報告で申し訳ありませんが、 以上で司会者から出された問題についてのとり あえずの報告とします。

司会:では次に、大木さんから日米支配勢力が強行しようとしている9条破壊を軸とした憲法改悪攻撃の政治・経済的な背景と日米支配勢力の攻撃が内包する国内的、国際的矛盾について解明していただきたいと思います。

改憲策動の政治・経済的背景

大木 一訓

改憲反対闘争を力強く先進させるうえでは、 労働運動が、貧困・格差の問題と憲法問題とを 結びつけてたたかうことが非常に重要になって いると思います。その点で、改憲を推進してい るのは誰なのか、いま改憲勢力の中心は靖国派 といわれるが、靖国派を容認し動かしている勢 力、改憲から利益を得ようと影で指導権をに ぎって改憲を推進している勢力は誰なのか、そ して彼らは改憲により具体的にどのような経済 的政治的目標を達成しようとしているのか、と いった問題をはっきりさせておく必要があるで しょう。

《クーデター的改憲攻撃の危険》

しかし、その前に、現在の改憲策動が戦後の

改憲攻撃の展開のなかでどのような位置を占め ているものなのかを確認しておきたいと思いま す。坂本先生は「濁流が足下まできている」と 言われましたが、その内容、つまり改憲攻撃の 現段階の特質をみておくことは重要ではないか と思うからです。

改憲攻撃は保守政治のもとで戦後一貫して展 開されてきたと言えますが、改憲攻撃の具体的 内容はそれぞれの段階で違っていました。例え ば、現憲法の「原則」を踏襲したうえでの「解 釈改憲」が主要な戦略だった時期がありました。 あるいは、つい最近までは、日本国憲法の諸原 則を一応守る形をとりながら、どうやって実質 的には憲法を改変して、アメリカの世界戦略に 日本の軍事的、政治的な戦略・政策を呼応させ ていくかが、保守政治の主要なテーマでした。 しかし、いま問題となっている改憲攻撃は、現 行憲法の原理を破棄・改定し、戦後構築されて きた民主主義のありようまで根本的に変えよう とする攻撃です。しかも、衆議院で与党が多数 を握っているうちに、国民にあまり議論させな いうちに改悪してしまおうというクーデターに 等しい性格をもっている。実際、安倍首相が言 う「戦後レジームからの脱却」には、「改革の最 大の敵は国民だ」という国民主権敵視の思想が あります。改憲推進の担い手として、復古思想 を標榜する靖国派が公然と前面に躍り出てきた というのも、戦後初めてのことです。

そのうえ、改憲をみずからの内閣の政治日程にのせて、短期間に強行実現しようとしているわけですが、なぜそれほど急ぐのか。下敷きになっているのはアメリカ軍の世界的な再編計画であり、地球規模の戦略展開スケジュールだと言っていいと思います。アメリカからの露骨な改憲要求を容認していることをもふくめて、いま安倍政権がすすめているのは売国的な改憲策動だといわねばなりません。

これらは従来見られなかった特徴で、いまの 改憲攻撃がいかに危険な性格をもっているかを 示しています。国民に対するさまざまな分野の 攻撃は、こうした改憲攻撃と連動して展開され るようになっています。たとえば、今日の「労 働ビッグバン」攻撃を見ても、戦後労働法制の 諸原則を根本的に否定し空洞化させようとする ものになっている。解雇の金銭的解決、残業代 不払い制度、少数組合の権利否定、あるいは労 働契約法案に見る労働問題の民事への移し替え など、労働法制の理念を根底からくつがえそう とする、きわめて危険な性格をもっている。労 働法制改悪の現段階について、労働法学者の萬 井さん、脇田さん、和田さんたちが『労働総研 クォータリー』(65号、2007年冬季号、特集=憲 法と労働権・団結・労働組合) に書かれていま すが、現在の労働ビッグバン攻撃は、80年代い らいの規制緩和攻撃とは段階を異にした、抜本 的な労働法制攻撃であることを明らかにされて います。同様のことは、医療、介護、教育、税 制など他の多くの分野でも指摘しうることだと 思います。

《政権を支配する多国籍企業》

こうした今日的攻撃の背後にあるのは何で しょうか。

まず前提となっている二つの事情をおさえておく必要があると思います。一つは、小泉内閣いらい(したがってその後継である安倍内閣も当然そうですが)日本では政権の性格が大きく変わってきたことです。「株主資本主義」とか「ファンド資本主義」とか言われる、アメリカ生まれの投機的で反国民的な資本主義が日本経済をもまきこんで支配するようになった状況のもとで、日本の政治の実権はすっかり多国籍企業の手に握られるようになってしまっています。アメリカ主導の多国籍企業グループは、財界をにぎり、政権の中枢にまで入り込んで、たとえ国民の利益に反することであろうと、日本経済から自分たちの最大限の利益を引き出す政策をなりふりかまわず追

求するようになっています。「改革」と称して、 もっぱらアメリカと多国籍企業の利益を優先す る政策を推進しているわけで、こうした売国的な 政策を推進する勢力にとっては、国民主権を堂々 とうたう現行憲法がますます障害となってきて いる、という事情があります。

《アメリカ資本主義の矛盾激化と日本大収奪作戦》

もう一つは、ブッシュ政権の政策が国内外で破綻するなかでアメリカ資本主義の矛盾がふかまり、アメリカと多国籍企業グループの日本に対する要求が格段に貪欲なものになっているという事情です。非正規労働者を増やすだけでは満足できず、今度は公務員や正規労働者の賃金・労働条件および権利を切り下げようとする。郵政につづき医療も介護も年金も民営化せよ、道州制を導入し地方経済を切り捨てて儲けさせる、消費税導入で大企業減税や軍事費の拡大をはかれ、外資による日本企業買収を自由化せよ、等々、その厚顔な要求はあきれるばかりです。

よく日本は経済も軍事もアメリカに依存して いると言われますが、実は今日ではアメリカの 日本への依存の方がはるかに決定的です。日本 の財務省証券購入や低金利政策がなかったら、 アメリカは経済的に破綻してしまうでしょう。 日本によるアメリカ艦船への無償石油供給や世 界的基地再編費用の負担、さらにはわが国の民 生技術の軍事技術への転用・輸出がなければ、 アメリカ軍の世界戦略はなりたちません。そし て、イラク戦争が泥沼化し、国際決済通貨のド ルからユーロへの移行がすすみ、住宅ローンの 焦げ付きや株価暴落などバブル景気破綻への不 安が広がる今日では、アメリカの支配層は、日 本の企業・家計や経済や国・地方自治体財政か ら、これまで以上に甘い汁を吸い出そうと懸命 です。日本の巨大企業グループも、そうしたア メリカ多国籍企業の戦略に相乗りして利益を得 ようとしています。彼らにとっては、現行憲法 やそれにもとづく法制度・慣行が邪魔で仕方な いのです。

《アメリカと一体化した 植民地的軍国主義体制への移行》

さて、小泉政治を継承した安倍政権が、公然 と憲法の抜本的改正にむかって突進するように なったのは、以上の事情に加えて、アメリカが 日本を自国と一体化して動く軍事国家に再編し ようとするようになったからで、日本の支配層 もアメリカのそうした政策を受け入れたからだ と思います。

アメリカで最近出版された"The New American Militarism"という本など読むと驚くのですが、9.11後のアメリカの経済・軍事というのは、軍需会社を中心とする産軍複合体の企業によって国や州の財政が徹底的に食い尽くされる体質になってしまっています。なにしろ、軍需生産ばかりでなく、監獄、ペンタゴン、CIAまで民営化させて儲ける。イラクやアフガニスタンへの軍事要員派遣からもハリケーン・カトリーナの救援活動からも、莫大な利益を引き出す。そうした軍需・戦争・災害関連の高収益が企業収益のなかで占める割合が高まった結果、経済変動のパターンが従前と違ってきてしまったと言われています。

つまり、以前は戦争や災害などで経済が破壊され疲弊すると、経済活動が低下し企業収益も減少するのが普通でしたが、いまのアメリカ経済は、戦争や災害による破壊と高収益が平行して進むような経済構造に変わってしまった。こうした異常な経済の軍事化・民営化と、「株主資本主義」とか「ファンド資本主義」よばれる投機的経済とが一体となっているのが、今日のアメリカ資本主義なわけです。そうした体質のうえにアメリカは、テロ対策を口実に、先制攻撃戦略を軸とする恒常的な戦争体制を維持・展開するようになっています。

問題は、アメリカと日本の支配層が、日本の 経済や社会をアメリカと同じように軍事化・民 営化させるとともに、日本をアメリカとともに 地球規模的な先制攻撃戦略の一端を担う国にさ せようとしていることです。すでに日本は、ア メリカに対し武器輸出三原則を棚上げし、軍事 技術の共同開発に参加し、アメリカの軍事情報 ネットワークのなかに囲い込まれています。ま た、株式市場はアメリカ金融資本に支配され、 先端技術をもつ企業はつぎつぎと外資に買い取 られています。それをさらにすすめて、最近の アーミテージ報告が示すように、先制核攻撃を 軸とするアメリカの世界戦略を日本もアメリカ と共に直接担っていけるような体制にしようと している。その流れのなかで、日本の核兵器保 有容認論がにわかにアメリカ側から流されると か、原爆容認の防衛相発言が飛び出すとか、核 廃絶の推進に力をつくしてきた長崎市長が暗殺 されるという事態も起きている。

あるいは、個々の企業に対してばかりでなく、 日本の主要産業や先端技術に対するアメリカ・多 国籍企業の支配を全体としてし飛躍的に強める 政策を推進しようとするようになった。日本経団 連とアメリカの多国籍企業グループが、包括的な 日米経済の枠組みをつくる必要があるとして提 唱し、実現をはかっている「日米経済提携協定」の 締結は、その代表的な動きでしょう。さらには、執 拗な公務員制度改革や道州制導入要求に見るよ うに、日本の公的部門を徹底して解体・民営化し て、内外の多国籍企業の草刈り場にしていこうと する政策も露骨に追求されています。

以上、要するに、軍事的にも経済的にも日本をアメリカの準値民地に変えていこうとする政策が、わが国巨大企業の支持も得て、現実に推進されるようになった。そうした内外支配層の政策が、9条をふくむ現行憲法体制と鋭く対立することにならざるをえないのは当然でしょう。日本経団連が憲法改正を自らの活動目標に掲げるという、経済団体としては異常な行動に出て

いるのも、理由のあることです。

《改憲策動を許さない国際環境》

日本の復古主義的な改憲問題を国際的な流れ のなかで見ると、それは時代錯誤の逆流現象で あって、そうした策動が成功する見込みはまず ないと思います。すでにアメリカの先制攻撃戦 略は破綻し、ブッシュも、国際係争問題は関係 諸国の協力と話し合いで解決するという原則に したがって行動せざるをえなくなっている。6ヵ 国協議に見るように、アジアでは、すでに日本 を飛び越して中国との協力関係を発展させ、「悪 の枢軸」「テロリスト国家」とよんできた北朝鮮 との直接対話をすすめています。日本だけが北 朝鮮を敵視し中国に対抗する政策をとって国際 的に孤立している。その孤立からなんとか脱し ようと、安倍首相はアメリカ、オーストラリア、 インド、日本の4ヵ国で新たな安保体制を築く 必要があるなどと言っていますが、東北・東南 アジアの国が一つも入らない、そうした馬鹿げ た提案をすればするほど、国際的な嘲笑を買い、 いっそう孤立を深めるだけです。

国際経済関係の面から見ても、すでに中国は日本にとってアメリカ以上に重要な市場になっています。アメリカ経済の衰退もあって、アジアとの関係強化は日本経済にとってますます緊要な課題となっています。しかし、靖国派の政治支配のもとでいちだんと投機的軍国主義的となる日本経済との間では、アジア諸国も関係強化に二の足を踏まざるをえないでしょう。投資家向けの情報を配信している「ブルーズバーグ・ニュース」が、参議院選挙を前にして、過去の軍国主義思想にこだわり、現実的な経済政策をとらない安倍政権を退陣させるチャンスだという論説を流したことにも見られるように、産業界のなかにも、改憲や靖国派政治のもつ危険性を指摘する声は次第に増えているように思います。

ですから、改憲策動が当面はかなり成功を収

めているように見えても、それは必ず壁にぶつ かります。

改憲路線が、日本をアメリカと一体となって 恒常的に戦争をしかける国に変えてしまうばか りでなく、実は増税、年金改悪、社会保障切り 下げ、地方切り捨てなど国民収奪政策と不可分 に結びついているものなのだ、ということがはっ きりしてくれば、国民の怒りは靖国派も自公政 権も吹き飛ばしてしまうでしょう。そうなれば、 今は日本国の国主であるかのように大きな顔を して、ありとあらゆる問題に偉そうなコメント を出している財界も、実は産業界の意見さえま とめることのできない「裸の王様」であること が誰の目にも見えるようになるでしょう。

自民党はすでに具体的な新憲法草案を公にしており、それを見ると、彼らが憲法改悪によって何をねらっているのか、どういう日本にしようとしているのかが、かなりよくわかります。

それに対して私たちは、憲法を国民生活の中に 全面的に活かす、生活の中で憲法を強化する方 向で、どういう社会をめざすかという議論も も 極的にしていく必要があると思います。もちろ ん、その場合の議論は、絵空事ではなく、現ま から出発してリアルな展望を示すものでなけれ ばなりません。その点では、全労連が提起して いる「21世紀初頭の目標と展望」がもっと注目 され議論されてもよいのではないでしょうか。 いずれにせよ労働運動は、憲法改悪反対闘争で も全面的に先頭に立って取り組むことを、期待 されていると思います。

司会:坂内さんは、今年のメーデーで「いまは、疲れた体を引きずり出してでもたたかう時」であり、「財界と安倍内閣を包囲しよう」と挨拶されました。全労連は憲法改悪と連動した国民の生活と権利に対する全面的な攻撃を打ち破るため、いま何が必要だと考えていますか。

憲法改悪・生活と権利破壊攻撃阻止にいま何が必要か

坂内 三夫

先の通常国会で改憲手続法の成立が強行されました。安倍首相はこれを受けて、参議院選挙の公約のトップに、「憲法改正」をかかげました。参議院選挙における国民の審判が注目されますが、いずれにしても「今回の改憲手続法」には反対した民主党も、改憲そのものには賛成しているわけですから、私は憲法改悪に反対する運動が「新たな段階」に入ったという認識をもっています。

時の政権与党が、「3年後の改憲発議」を選挙 公約のトップにかかげて、国民の信を問うとい う事態を迎えたということは、われわれの側も これまでの運動の延長線上にとどまらず、政治 的立場や社会的立場を超えたより大きい結束力 を築きあげる運動が求められています。そうい う運動をつくりあげるために、あらためて認識 を一致させなければならないいくつかの問題が あると思います。

一つは、安倍首相が改憲発議を想定するという「3年後の間」までに、どういう到達点をめざすのかという問題です。国会に改憲発議をさせない力関係をつくることを目標の中心におくのか、それとも仮に国民投票に付された場合でも、改憲を阻止できる国民世論を構築することを目標にするのか。

改憲発議をさせない国会の力関係ということ

になれば、政治的な共同が必要になります。政 治的な共同ということになれば、改憲に反対し ている政党は日本共産党と社民党しかありませ んから、この両党で国会の3分の1の議席を確 保することが必要になります。改憲反対運動に 取り組んでいる団体や個人のなかにも、国政選 挙で改憲反対の一点に絞ってたたかう政治的共 同を主張する人がいます。今回の参議院選挙で も、政治確認団体を結成して候補者を立てる動 きがあります。

しかし小選挙区制のもとで、3年の間に国会の力関係を大きく変えるということは、現実的にはたいへん困難です。改憲反対の政党が選挙で共同する条件があるか、あるいは政党と民主勢力が共同して、国政選挙をたたかう条件があるかといえば、残念ながらその条件は熟していません。そのことだけを強調すれば運動が狭くなり、保守層をふくむ政党支持の違いをこえた国民過半数の世論結集に、逆にマイナス作用をもたらします。

運動論としては、改憲発議をさせない国会の 状況をめざしつつ、3年の間に国会の議席がど う変化するかという点だけに目を奪われないで、 国民の世論で改憲発議もさせないが、仮に国民 投票に付された場合でも、過半数の国民の意思 で改憲を阻止できるような国民運動をつくりあ げる。そういう草の根からの憲法闘争が重要だ と思います。

もう一つは、改憲勢力のねらいとは別に、「憲法は変えた方がいいのじゃないか」という意見が、依然として少なくありません。そのなかには、「古い言葉づかいは新しくした方がいい」とか、「環境問題を加えた方がいい」とか、「住民投票の規定が必要だ」などの、ある意味では善意の「加憲」「論憲」「創憲」の意見・議論があります。これに対して、われわれは一貫して「現憲法を一言一句変えない」という立場に立ってきました。

改憲発議をさせない状況をつくる、国民投票 になっても国民過半数の意思で改憲を阻止する ためには、いまはこうした考えをもっている人 たちにも改憲反対の立場に立ってもらう必要が あります。あるいは、選挙では自民党を支持し て投票する人、公明党や民主党に投票している 人たちにも改憲反対の立場に立ってもらう必要 があります。

そういう世論を築くために、どういう運動が必要なのか。「憲法改悪は、海外で戦争する国にするものだ」という訴えだけでなく、教育、日常生活そのものとの関係から、現行憲法を守ることの大切さを話し合い、理解を広めているととが重要だと思います。そのことと、改憲反対を担いするものではありません。憲法闘争が「新たな段階に入った」とは、決して矛盾するものではありません。憲法闘争が「新たな段階に入った」という認識のもとに、あらためてこの点を確認しながら、国民の最大多数派である労働者のなかに、改憲反対の圧倒的世論をつくるために、全労連はもっと力を尽くさなければなりません。

《改憲問題での連合の議論》

憲法論議をめぐる全体の今日状況については、 坂本先生や大木先生がすでに発言されましたの で、私は労働者、労働組合のなかに多数派をど うつくるのかという問題に触れてみたいと思い ます。われわれのこれまでの憲法闘争には、連 合の動向をどう見るのかという視点が弱かった と感じています。

680万人の組合員を擁する連合の動向が、改憲 反対に集約されていくのか、改憲賛成に流れてい くのか、きわめて大きい問題です。ところが、われ われは連合が憲法問題でどういう方針を出し、い まどう態度を取っているかについて、あまりにも 無頓着でした。連合方針だけでなく、加盟組織の 自治労はどうか、日教組はどうかということにつ いて、全労連ではあまり議論されてきませんでし た。全労連内での議論があまり行われないのです

から、共同センターでも労働戦線における状況が 話題にならないことは当然のことです。

連合は2005年4月の中執で、憲法9条問題での二つの案を決めました。一つは、9条を改正して「安全保障基本法」を制定する、もう一つは9条を改正せずに「安全保障基本法」を制定するというものです。

二つの案とも、独立国家の固有の権利として「日本には当然、集団的自衛権がある」とする立場です。自衛権行使のために、「自衛隊が海外で活動することも当然だ」ということです。ただし、それでは現行憲法の条文・解釈とは矛盾することになるので、9条を変えるべきという考えが土台になっています。しかし加盟単産の中には反対もあるので、「憲法9条は変えずに、新しい法律をつくって解釈に整合性をもたすのか」、「9条を改正するのか」を議論に付したのです。

執行部案に、14組織から見解が表明されました。そのうち自治労、日教組など9組織が、連合執行部の方針に反対という意見書を出しました。その結果、2005年大会では方針を決めずに終わりました。

2006年1月の中執では「組織間の意見の幅が 広い」として、憲法改正問題についての考え方 を集約することを現段階では控え、論議を当面 「凍結する」ことを確認しました。同時に、「見 解案は三役としての議論のまとめ」であるとす る含みを残しながら、平和主義をはじめとした 三原則の尊重、「憲法改正は時期尚早」であると の政治方針を「連合の統一した考え方とする」 との結論に落ち着いたのです。これが現状です。

《連合単産の改憲問題での特徴》

このような連合における憲法をめぐる変化に 着目して、2006年の7月の時点ですが、連合参 加の単産・組合の改憲問題に対する態度を調査 しました。いま、オブとか友好組織を含めて連 合には56組織が加盟しています。 連合の単産・組合の憲法問題に対する態度は5つのグループに分かれています。第1グループは、9条を含めて「いかなる改憲にも反対」というグループです。第2グループは、9条は変えてはならないが「改正議論は大いに進める」というグループです。第3グループは、自分の組合の方針は決めてないけど、情勢分析として「改憲の動きに危険感を表明」しているグループです。第4グループは、9条を含めて「憲法は変えるべき」とするグループです。第5グループは、憲法問題についてまったく触れないグループです。

第4グループ、つまり9条を含めて憲法改正に明確に賛成している単産は2つしかありません。 UIゼンセン同盟と電力総連です。2つとも巨大組合で、組合員は104万人ですが、連合の組織数から見ると3.6%、組合員数では15.9%になります。

9条を含めて「憲法改悪反対」の第1グループは私鉄総連、日教組、全自交労連、海員組合、全水道、全国ユニオン、全造船機械、都市交、印刷労連、JR総連、森林労連、労供労連、国公連合、日高教、全印刷の15労組です。改憲論議は容認するが、9条改悪反対の第2グループは自治労、JR連合、情報労連、全国農団労の4労組です。第1グループと第2グループを合計すると19単産・組合、組合数では26.8%、組合員208万人、31.7%が9条改悪に反対なのです。

憲法問題について組合としての態度は明らかにしていないが、改憲の動きに危機感を表明している第3グループは、ヘルスケア労協、全労金、JPU(日本郵政公社労働組合)の3組合で、組合数で5.4%、組合員数は15万人で、2.3%になります。

憲法問題に触れていない第5グループは、自動車総連、JAM、JEC連合(日本科学エネルギー産業労働組合連合会)、ゴム連合、全国ガス、フード連合、電機連合、基幹労連、航空連合、建設連合、交運労連、サービス・流通連合、サービス連合、損保労連、生保労連、全郵政、全造幣、日建協、セラミックス連合、運輸労連、

紙パ連合、全電線、全銀連合、NHK労連、全信 労連、全国競馬連合、全済労連、JA連合、港湾 同盟、全映演、道季労の31組合、組合員数329万 人で、組合数の55.4%、組合員の50.1%ですが、 これらの組合も、「3年後の改憲発議」が迫るな かで、いずれ態度を表明せざるを得なくなるで しょう。

なお、中立系単産・組合の憲法問題に対する態度は、全建総連、新聞労連、出版労連、全港湾、全農協労連、全大教、航空労組連、国労などは改憲反対、9条改悪反対を明確にし、これらの組合に加えて、映演共闘、銀行労連、私大教連、全損保、全倉運、電算労の13組織は、2004年7月、憲法改悪反対の一点で「全員一致による協力・共同」をめざす緩やかな運動体として「憲法改悪反対労組連絡会(憲法労組連)」を結成して運動しています。また、連合加盟の海員組合と中立の全港湾は2006年2月3日、憲法改悪に反対する共同アピールを発表しています。

《労働戦線で多数派を形成する》

こうして見ると、労働戦線においても改憲反対勢力が多数派であることが明らかです。しかし、連合加盟単産の最新の動きや地方組織、単組の動向、組合員の動向については、詳細には掌握できていません。憲法問題における労働戦線の動きを常に注意深く分析し、対応していかねばなりません。

国民の多数派である労働者が、憲法問題でどんな選択をするのか、それは全体の世論形成にとっても大きな鍵を握っています。未組織労働者をふくめ、労働者の貧困化と格差の問題、働くルールの確立などと結びつけながら、労働戦線における憲法論争をもっと重視していく必要があります。

そしてこの運動は、職場と地域からの取り組 みが決定的に重要です。「憲法を改正したほうが 良い」と明確に言っているのは、連合参加の組 合でも少数なのです。ですから、労働者の切実な要求と結びつけて憲法改悪反対のたたかいを組織していくなら、圧倒的な組織労働者を改憲反対の流れに結集していくことは大いに可能ですし、そのことによって未組織労働者との共同も前進するでしょう。

改憲反対闘争を大きく前進させるには、運動を合流させる必要があります。しかし根強い日本の反共風土や、今日の複雑なイデオロギー攻撃のなかで、とりわけ労働戦線における憲法との合流は、たやすいことではありません。全労連の幹部のなかにも、大きな合流をつくるためには全労連がもっと大人になって、あまり「全労連カラー」を出さないほうが良いというでもいます。また、いやそうじゃない、政党でも対います。また、いやそうじゃない、政党で対しても、結局は「反共・反全労連」を脱却でもないグループに、いくら共同を呼びかけてもっきないグループに、いくら共同を呼びかけてもったがけだ、本当の力にはならない。もう見もあります。

「9条の会」で幅広く活動をしている人たちからも、「全労連から、あまり9条の会を強調してくれるな、9条の会が全労連の指示で活動していると思われ狭くなる」「9条の会は学習やアピールが役割で、署名推進などの運動団体ではないのだから、全労連は共同センターで旺盛に活動したらいい」という声も、一部で出ていると聞いています。

確かに、「9条の会」と「憲法改悪反対共同センター」の役割と区別が、自覚的民主勢力のなかできちんと整理されていない部分があります。全国・多分野に6,000を超えて結成された「9条の会」は、幅広い世論結集を目的としたアピール団体です。その役割はますます重要ですが、「9条の会」に具体的な闘争方針や理論闘争を持ち込むことは、「9条の会」にしかできない幅広い共同を否定してしまいます。身内だけで「9条の会」をつくることも、本来の主旨ではありません。

その「9条の会」と、民主勢力による具体的な運動推進団体である「憲法改悪反対共同センター」や「革新懇」が、渾然一体となって運営されている現状があります。これらは実践的に整理していかなければならない問題だと考えています。

最後に、憲法闘争と青年の問題について触れたいと思います。5月20日に明治公園で開催された「青年大集会」は、本当に感動的な集会となりました。前日の夜までに実行委員会が確認できた参加者は2,500人程度でした。それが当日になったら、3,300人にふくれあがる。組織でつかめない青年が1,000人近く参加したんです。集会の内容も、すべて青年たちが自主的に企画し、自主的に運営し、参加者と一体感のある素晴らしい集会を成功させてくれました。新しい変化です。

春闘でも、最低賃金闘争や偽装請負、サービス残業の改善などを中心に、青年みずからが労働組合に結集し、あるいは新しく組合を結成してたたかいに立ち上がるケースが次々に生まれています。これも、しばらく目にしなかった新しい変化です。

憲法闘争でも平和運動でも、青年の新しい結 集が始まっています。「新たな段階」に入った憲 法闘争でも、青年が大いに力を発揮し、運動の 主人公になるように、目的・意識的に追求して いくことが、何よりも大切だと実感しています。

「論情】

司会: お三方から、それぞれの立場で憲法改 悪反対闘争についての発言がありました。論点 を深めるために、討論をお願いいたします。

《真実は勝利する-国民の力に確信》

大木: 坂本先生は150回以上の学習会で、20,000 近くの人びとに憲法改悪に反対することの重要 性をお話しになってこられたということですが、 その経験のなかから、どんな点をこれからの運動課題として重視すべきだと感じておられますか。

坂本:憲法改悪反対闘争の一環として学習会 活動に参加したきっかけは先ほどもいいました が、この歳になって憲法に対する危機感、本当 に重大な局面にぶつかったからです。必ずしも 最初の話からそうだったわけではありませんが、 私の話は、最初の頃は改憲、私の言い方では憲 法3原則を破壊する"壊憲"の正体を告発する ことに重点がありました。でも、一昨年あたり から、"壊憲"阻止の重要性を語ることだけでは なく、憲法を生かし切ることが、この国、この 社会をどう前進させ、私たちが平和で人間らし く生きることを可能にするか、そして、アジア や世界の人々と連帯し、平和を実現することに なるかを、いわば「未来志向」で話すことにし ています。こうした話をして歩いて、一番の思 いは「真実――本当のこと――はつよい」、国民 には、憲法を護り、改憲を阻止する力があると いうことです。私はこのことを教えられ、励ま されています。

9条の会が発足した時の記念集会に集まった 人は1,000人でした。そしてこういう集会を、各 都市でおこなうといわれて、全部やれるのだろ うか、何処までやれるのか、何処まで広げるの か、正直不安がありました。しかし、6,000を超 える9条の会が全国の地域、職場、学園で見事 にできました。各都市でおこなわれる9条の会 の講演会も大成功を収めています。

ただし、このままの延長で確実に勝利できるかと考えると、そうは思っていません。そんな話はしていないのです。さまざまに分からないことがあり、迷いもあるのです。たとえば、先ほど坂内さんが話していた9条の会、共同センター、革新懇、憲法会議、さらにはその他の憲法改悪阻止の諸組織、運動体との関係は、今のままでうまくいくのか気になっています。本当に共同を広げるには、現状のままでいいのか、さらには改憲勢力が3年後の国民投票を目指し

て、彼らなりの組織と運動をつくり、マスコミをも活用して、全力をあげて打って出てきたときに、これをはねのけて勝利のために"行動の共同"をどうするのかという問題です。あわてずに、そして、けっして引きまわし、押しつけにならずに、だが考えるときが来つつあるように思うのですが、どうでしょうか。

もう一つは、たたかいの戦略目標についてです。情勢を前にして、私たちの戦略目標は改憲発議させないことだと思います。改憲発議がされ、国民投票で、過半数の賛否を争う決戦になっても勝つ力を付けることを基本にしながら、改憲発議をさせないたたかいをどのように進めるか。そう展望した運動をこの3年の間に展開していく必要があると思います。

安倍首相が3年後におこなうといっている改憲発議、そして、すぐひきつづく国民投票に備えて、私たちの側がいま、あれこれ事細かなタイムスケジュールをつくったり、改憲反対諸組織の配置図をつくるべきだと言っているのではありません。そんな「青写真」を描くのはかえってマイナスでしょう。そのことを前提としますが、改憲勢力が3年後の改憲発議についてハッキリ言ってきている時に、憲法改悪反対勢力の側が、どういう風にそれぞれの運動を発展させ、改憲策動を阻止するに足りる力をつくるのか、どこで、どのように共同することを目指すのかはいま、もう問われているのではないでしょうか。

「自然成長」にまかせておくのでは立ちおくれたり、力の集中ができなかったりするのではないかと、心配しているのです。現状に甘んずることなく、一回りも二回りも大きな運動に発展させるためにどうするのか、確実に憲法改悪反対の国民世論を構築するために、運動を強化しなければならないと思いますので、みんなに考えて欲しいと思っています。

「考えて欲しい」といって、お前は誰かが方針を 出すまでだまって座っているのかときかれれば、 もちろんそうではありません。ではお前は、これ から何をするつもりなのかと問われたら、私は、 いま私にでも少しはできることとして、どこへで も出かけて話すことを、なお自分の活動の基本と していくつもりです。なすべき課題はたくさん あります。政党の幹部でも労働運動の幹部でも なく、弁護士活動の経験しかない私には、全局的 な方針をどうするこうするという知恵も力もあ りませんが、でも、自由法曹団の活動に参集する ことはできます。自由法曹団の活動分野だけで も、①自民党改憲草案や改憲手続法の解明、②学 習宣伝活動、③各地の9条の会、共同センターの 活動参加、④弁護士会での活動、⑤各地での改憲 反対を掲げている一緒に行動できない運動・組 織について、たとえば"触媒"的に共同をつくる手 助けをするなど、数多い。②の学習、官伝活動に 限定しても、6,000人参加のミュージカルの組織 など、様々のイベントの企画、実行をはじめとし、 いままで私が考えたことのない多彩な活動が始 まっています。

そのことを大事な前提としますが、私は憲法 改悪反対闘争の運動の不可欠なものの1つ、大 事なのは基本学習であり、顔と顔をあわせての 無数の、語り合いだと思っています。憲法改悪 について改憲勢力の意図や憲法の持つ意義について、真実を語ることが運動を活性化し、広げ ていくように思います。いま、日本の国民は戦 後はじめて憲法について学び合う運動を展開し ていると思うのですが違うでしょうか。学習会 には保守層といわれる人びとが参加してきてい る。いままでにない国民的共同、民主的な運動 の広がりを感じます。

ある東北の県労連主催の800人余の学習会でのアンケートを見たら、50歳代の女性の感想文で「あなたは日本国憲法はいいものだという前提で話しておられる。しかし私は憲法を知らない。知らない私にいいものだから、改悪に反対しようと言われても心が動かない」と書いてあった。これには私は衝撃を受けました。県労連主催の大学習会というと、当然に憲法改悪反対だと考えてし

まっていたのは私の独りよがりだったのです。

その衝撃を受けて以来、主催者側と話し合って、すでに何度も学習会をやっているところは別ですが、初めてのところでは、改憲案の告発だけではなく、日本国憲法は何か、憲法がなぜ大切なのかという話をちゃんとすることにしています。その上で、その大切な憲法をつぶしてはならない。憲法が本当に活きたら、私たちはどれほど人間らしい人生をこの国で享受できるか。憲法はアジアや世界と何処でつながるのか。そういう話をするように工夫し、努力しているのです。

さらに、最近は、いわゆる「講師」としての話ではなく、対話になるように努力しています。最近民間労働組合の4つの支部集会で、それぞれ3時間の対話をしてきました。参加者の平均年齢は30代半ば、20代の人々もおり、率直な討議ができて、本当に勉強になりました。なにが真実かを対等平等に話し合う。そこで様々な話し合いがされていくこと自体が大事だと考えています。

その点で、労働組合の集会で私が感じている ことを話させてください。

先ほど、坂内さんから労働組合の多数派は憲 法改悪反対、あるいは9条改悪反対であるとい うことをお聞きして、明るい気持ちになりまし た。たしかに、労働組合の多くが、本当に組合 員自身の要求として、憲法改悪反対運動に立ち 上がったら、それは、改憲阻止の大きな力にな ると確信します。だが、そのためには、組合大 会の決議や方針書の方針だけではなく、それぞ れに疑問をぶつけあって、納得しあうきめ細か な、ねばりづよい活動が必要なのではないでしょ うか。私が最近招かれた4つの支部の執行委員 会では、単産の憲法闘争方針には出てこない疑 問や意見が続出しました。反対というのではあ りませんが、でもかなり違うんですね。そして、 そこでの違いは、当然に支部組合員間の違いで もあるのです。広く市民のなかにある意見であ り、疑問です。あって当然です。私が考えさせ られたのは、そうした問題が話し合われていな いまま、9条改憲反対がすんなり方針になっているということです。討論してそれぞれの意見の違いが全部解決したわけではありません。でも、私にとってはすごく有益でした。こうした努力が必要だと痛感したのです。

いままでの経験からすると、9条の会と労働組合の学習会は、当然のことですがかなり違います。話していて何となくわかるのです。規模が大きい労働組合の集会、春闘学習決起集会などは、どこか冷たく聞いている人がいると感じるときがあるんですね。後で考えるのですが、労働組合は改憲反対闘争で結集している団体ではない。組織動員して800~1,000人集めて、見ず知らずの70すぎの弁護士が話す、しかも話しが1時間から2時間になったら、当然そうなりますね。

憲法改悪の問題を自分の切実な要求と結びつけて、職場を基礎に地域に出てたたかいの前線にでなかったら、憲法改悪反対闘争で確信を持って、労働者は運動を前進させることはできないし、勝てないと思う。そのことに側面からであれ、少しでも役に立つ話し手になれるよう努力するつもりです。

最後は、憲法改悪反対での共同の問題です。 保守層といわれる人びととの共同は広がっていると思っています。それには戦争体験が大きい。 自衛隊の幹部の人で、自衛隊を愛するが故に「だから今度の改憲は反対だ」という人が出てきている。改憲に反対だという人たちの運動との共同の広がりに、改憲反対闘争の灯は見ることができるが、このレベルでいいはずはない。これを広げていく道は共産党や社民党の活動、両政党の共同の開始、発展などに大いに期待しますが、草の根をふくめて多重的な共闘を、いままで以上に組織していくことが決定的に重要であるという問題意識を持っています。

《財界の要求とアメリカの「外圧」はどうなるか》

坂本:大木先生に聞きたいことがあります。

日本の大企業は東南アジアに大きな経済権益を 持っている。その権益を守るためにはイニシア チブ、武装力の展開がいると、奥田前経団連会 長が言っています。進出先国でクーデターやテロが発生した場合、大企業の進出企業とそこに 派遣された日本の社員を救出するために、自衛 隊が出動する情勢ではない。日本の財界もそん なことを展望しているとは思わない。では日本 の財界はアメリカと一緒になって何を目指そう としているのか聞かせてください。

大木: おっしゃるように、いま問題となっている日本の軍事化は、「独占資本の海外進出にともない、海外での独占の権益を守るために軍事力を強化する」といった古いタイプのものではありません。憲法上の制約は別としても、いがないことは明らかです。軍事大国化といっても、それは超大国アメリカの指揮命令下で動く「属国」日本の軍事力増強ですし、アメリカとともに世界中を軍事的に威嚇できる国になろうということです。中国・アジアと共生する道を考えようとしない日本の支配層は、靖国派とともに、そこに中国などの「脅威」に対抗する道を見いだそうとしています。

それにしても、どうして落ち目のアメリカと そんなに一緒になりたがるのか、理由は、目前 の高収益だと思います。多国籍化した日本の大 企業は、軍事的にも経済的にもアメリカと一体 化することで、莫大な利益をえられると考えているんです。アメリカが地球規模で組織・である。 とでは多いは、であることでがははでいるができる。 し、最先端の軍事技術を取得できる。 けれ資産 し、最先端の軍事技術を取得できる。 とではなって日本の経済や社会をアメリカの政府・巨大資産 はたなって日本の経済や社会をアメリカのよいは、アメリカの政府を対力がら、 また民間企業や庶民の懐から、莫大な利益を き出しつづけることのできる仕組みをつくる引き出しつづけることのできる仕組みをつくる とにある、と断じてよいと思います。その仕組 みの核になるのが、アメリカと一体化した、核 兵器も所持できる軍事国家日本の構築で、改憲 が不可欠になるわけです。

財界といえども日本の企業集団なのだから、 国益を考えて行動しているだろうと思いがちで すが、奥田・御手洗財界の政策や言動を見てい ると、どうもそうは言えない。いまや財界は内 外多国籍企業の共同委員会であって、かれらの 私的利益追求から出発して改憲を要求している。 日本国民の将来のことを真面目に考えていると はとても思えません。

《なぜ靖国派か》

坂本:アメリカとの一体化というのですが、 靖国派との関係はどう見ますか。共和党が大敗 し、いまでは民主党が議会の多数派をしめ、ブッ シュ政権はレームダック化する状況になってき ていますが、靖国派が旗を振っている改憲の流 れに対して、アメリカはやれやれというのか、 おやめなさいというのか、しらけてみているの か。全体として日本の改憲問題への「外圧」は これからどうなるのでしょうか。

大木:たしかに、改憲を推進している主犯が アメリカと内外の多国籍企業だとすれば、なぜ 靖国派が改憲策動の先頭に立っているのか、ブッ シュ政権や御手洗財界はなぜ靖国派を黙認した り、容認するような態度をとっているのか、と いうことが問題となります。

日本の軍事大国化に固執している靖国派は、 それだけでも利用価値がありますが、今日の日 本の政治状況のなかでは、支配層の反国民的な 政策をもっとも忠実に実現していく政治潮流だ と見なされていると思います。戦後民主主義の 全面的な破壊という点でも、9条をふくむ全面 的な憲法改正という点でも、靖国派は確信犯的 に反国民的な政策を遂行できるからです。安倍 政権がすすめるのは、国民に破壊的な痛みを からさまに押しつける政策ですから、小泉政権 の時のような人気取りを組織することですむ問

題ではない。どんなに内閣支持率が落ちても反 国民的政策を推進していく「狂信性」が必要で す。731部隊とも手を結んだアメリカ支配層が今 度は靖国派を自分の権益確保のために利用して も、それほど不思議ではないでしょう。

日本を含むアジア諸国の協力関係がアメリカ 抜きで進むことを恐れているアメリカにとって は、中国など近隣諸国を敵視する靖国派という トゲが日本に残っていることは、アジアにおけ るアメリカのプレゼンスを維持していくうえで 活用できる要因です。もちろん、靖国派があま りあからさまに強くなりすぎると矛盾が増大し て困りますが。

安倍首相の海外訪問にはいつも何百人もの財界メンバーが同行していることを見てもわかるように、安倍政権は小泉政権以上に財界付属政権の性格を強めています。内閣の実権はにぎっているので、表面で靖国派が踊っていてもかまわない、むしろ靖国派が注目を集めることで改憲攻撃の主犯の正体を隠せるという利点さえある、と考えているのではないでしょうか。

とはいえ、靖国派は今日の日本社会のなかに 現実的な支持基盤がほとんどありません。重要 な政策転換をこうした政治潮流に依存してすす めなければならないところに、内外支配層の根 本的な弱点が示されていると思います。

それから、アメリカからの「外圧」ですが、アメリカの政治が民主党主導になっても、投機的 軍事大国的なアメリカ資本主義の体質はそう簡単に変わるものではないし、むしろ日本により大きな負担を押しつけて国内の矛盾を緩和しろという要求が、民主党政権下でかえってらんだまを険があります。すでに次期政権をにらんだを主党の「特使」が来日して政界や産業界との接触をはじめていますが、その動きをみても、日本への影響力を強めてアメリカの権益を拡大したの思いは、民主党も共和党に負けずないと思う。靖国派が旗振りをすることについては、安倍内閣の退陣とともに調整されることになる でしょうが、アメリカの対日改憲要求は簡単には取り下げられないのではないかと思います。

《労働戦線で改憲阻止を決める》

坂内さんの話をお聞きして、全労連運動19年間の運動の蓄積をふまえて、憲法改悪反対闘争へ取り組みがあらゆる分野でますます重要な局面を迎えていると痛感しました。たとえば、いま貧困に反対するたたかいで最低賃金の改善が重要な課題になっていますが、国際的な流れに逆行するような形で、生活保護基準を引下げ、それに連動させる形で最低賃金を低く抑えこみ、非正規の賃金は事実上その最賃額で規制してしまうという政策をすすめています。これはナショナルミニマム(国民の最低生活保障)の権利を対応した。 対象し、賃金決定過程への労働者・労働組合の参画を排除する、一種の戦時経済体制への移行という意味合いをもっています。内容的には改憲の先取りです。

こうした国の政策が労働条件の切り下げによる貧困と格差の拡大に手を貸すという時代に、 全労連が一貫して追求している、人間らしく働き生活するために働くルールを確立する運動というのが、非常に輝きを増しているし、その運動を憲法改悪反対闘争と結合してすすめることで、大きな運動発展の条件が作り出されてきているように思うのですが。

坂内:日本の労働戦線の再編は、これまではいつも右からの揺さぶりで動いてきたのが歴史でした。保守二大政党制の動きとともに、憲法改悪に向けた本格的な動きが強まっていることは、逆にいえば日本で初めて左からの労働戦線「統一」の動きが起こる可能性も否定できません。私は、憲法9条、25条の改悪が迫れば迫るほど、現実性を増してくるのではないかと考えていますし、期待しています。

戦後の労働組合運動が、いろんな紆余曲折が あっても、憲法によって支えられ、憲法を武器に

前進してきた事実は、誰も否定することができません。その憲法をめぐって意見が割れ、組織的亀裂につながらないように、蓋をしているのが連合の現状です。しかし、いつまでも蓋をしているわけにはいきません。3年後の「改憲発議」が政治的日程にのぼってくれば、否が応でも組合員の前に態度をはっきりさせなければなりません。

連合の基本路線、あるいは結成いらいの政府や財界、民主党との関係からみても、連合全体が「憲法改悪反対」の立場を鮮明にして運動に参加することは、きわめて困難でしょう。さりとて、加盟組織や組合員との関係を無視して、9条をふくむ憲法改正に賛成でまとめきれるかといえば、それこそ組織の亀裂が生じかねません。憲法改正という、国民世論を二分する基本問題で、ナショナル・センターの存在と役割が問われるなかで、黙視することも許されない。連合や連合単産にとっても、重大な3年間になると思います。

憲法闘争で、全労連が果たさなければならない 役割というのは、そういう時代背景をともなって いるもので、まさに歴史的な役割だと思います。 それだけに、憲法闘争で国民過半数の世論を結集 する運動を築くことに成功し、改憲策動を断念に 追い込むことができるなら、労働戦線においても 国民運動においても、かつて経験したことのない ものすごい変化をもたらすでしょう。

いま全労連に期待されている役割は、そういう歴史的な役割なんだということを、全労連のすべての組合が自覚できるかどうか。1989年11月21日に、労働戦線の再編にともなって全労連と連合が結成されてから、今年で18年を迎えます。大木先生がいわれた最低賃金闘争でも、連合が時間給要求を全労連と同じ1,000円にそろえるなど、新しい変化も生まれています。貧困と格差の進行のなかで、労働者の意識変化も大きな流れになっています。そういう時代認識をしっかりと捉えて、運動を進めたいと思います。

司会:多忙な中、長時間にわたる貴重な報告

と討論、ありがとうございました。

この座談会はこの夏の参議院選挙前の6月におこないました。そのため、参議院選挙後の情勢について編集部は補足インタビューをおこないました。以下は補足発言です。

《参議院選挙後の情勢をどう評価するか》

編集部:参議院選挙後の全体的評価について どう考えられていますか。

《歴史的、構造的変化として捉える》

大木:自民党が改選議席を27も減らし、「常勝」公明党も現職を4人も落選させることとなった今回の参議院選挙結果は、安倍自公政権に対する国民の怒りがいかに大きく深いものであるかを示しました。それは、改憲反対のたたかいにも新たな展望をひらくことになったと思います。なにしろ、憲法改正を第1の争点に掲げてたたかった自民党が、歴史的な大敗北を喫したのですから。

注目されるのは、この自公の敗北が、「逆風」という言葉で表されるような国民の一時的な意識変化によって生じたものではない、と見られることです。第1に、戦後一貫して自民党の支持基盤であった一人区で、自民党は23敗6勝の惨敗を喫し、東北と四国からは自民党議員が消えるという壊滅的な打撃をうけましたが、その背後には農山村での革命的な意識変化が見られることです。多くの証言が明らかにしているように、自民党以外には投票したことのない農民たちが、初めて自分の頭で考え、もう自民党には入れたくないと決断したのです。この自民党支持層の野党支持への転換は非常に重いものだと言わねばなりません。

第2に、自民党を支えてきた建設、郵政、医師などの職域団体も、医師会長の落選に端的にしめされるように、集票機構としては今回ほとんど機能

しませんでした。そこでは組織の解体・空洞化 がすすんでおり、今後とも自民党の有力な支持基 盤として復活する可能性は小さいことです。

第3に、きわめて結束が固いといわれてきた 公明党支持層にも、顕著な離反がみられるよう になったことです。自民党支持票への「協力」 という点でも独自候補の「常勝」という点でも、 公明党の「無敗」神話が崩れたことの意味は非 常に大きいと思います。

第4に、無党派層の自公離れが決定的にすす んだことです。選挙後も安倍政権に対する無党 派層の不支持が上昇・高どまりし続けているこ とにも見るように、この傾向は今後も継続しそ うです。

このように見てくると、今回の参議院選挙結果に示されたドラスティックな政治地図の変化は、決して一時的なものではなく、今後も進行する構造的な変化だといってよいと思います。今回の選挙で国民は、戦後保守政治を根底から問い直し、自公政治に代わる新しい政治を構築していく時代への扉を開いたのです。

こうした歴史的変化をもたらした要因に、共産党と労働運動の精力的な取り組みがあったことは、誰も否定できないことでしよう。国民が自公政権に「ノー」を突きつけるようになったのは、事実にもとづいて、さまざまな角度から自公政権の不当な政策と、そのもとで国民が直面している困難を繰り返し明らかにしてきたからであり、財界や政府の不正を糾弾する労働運動のねばり強い取り組みがあったからです。情勢を切り開いた主要な要因の一つに、全労連・春闘共闘をはじめとする労働組合運動の活動があったことに、私たちは確信をもつ必要があります。

とはいえ、この変革の内容と方向はまだ定まっていません。安倍自公政権とその政策に対する「ノー」ははっきりしているが、それに代わるべき政権や政策については、国民はなお明確な展望をもちえないでいます。第一党の民主党が、旧自民党保守派に主導される雑多な政治集団で

あり、その政策には、多くの矛盾や曖昧さとと もに、憲法改正などの危険な内容もふくまれて いることは、周知のとおりです。

また、民主党が二大政党制を標榜し推進して いることから、今後自民党政治との協調体制が つくり出される危険も少なくありません。しか し同時に、国民の支持を得て自民党に圧勝した 今日の民主党が、自公政治に対する国民の怒り を多かれ少なかれ反映した政策をとらざるをえ なくなっていることも事実です。民主党を支持 した多くの有権者たちは、民主党の従来の政策 を支持したわけではなく、自公政治に対する自 分たちの怒りを表現する場を民主党に求めてい るからです。労働運動は、今日の民主党のこう した二面的性格を考慮に入れつつ、国民の立場 に立った政策を提起し、現実政治を動かす運動 を展開するよう求められていると思います。参 議院が長年の自民党専制支配から解放されたこ と一つとっても、私たちが政治を変える新しい 時代を迎えていることは明らかです。憲法を生 活のなかに活かすことを軸に、国民の要求を大 きく先進させていく運動への取り組みに期待し たいと思います。

編集部:テロ特措法の延長がどうなるか、改憲手続法できまった衆・参両院それぞれでの憲法審査会の設置、審議がどうなるかが、マスコミでも話題になっています。選挙での激変と、これをとらえて、改憲反対の運動を強化するというお話と、この2つの問題はどう関連しますか。

《参院選結果のインパクト》

坂本:選挙で大勝した民主党の姿勢が問われる2つの試金石といってよいでしょう。第1の 試金石はテロ特措法の延長の問題、これを延長 させるのか、それとも延長させないで、自衛隊 (海上自衛隊)をインド洋から引き返させるのか という問題だと思います。衆議院で自公が通し

ても、民主党が参議院で仮にノーと言えば共産 党と社民党は当然、断固延長反対ですから、延 長法案は否決になります。そのときに自・公が 衆議院に持ち帰って3分の2の賛成で成立させ ると言うことは制度上はあり得ます。しかし、 それは政治的には「暴に暴を重ねる」と言うこ とで、自・公両党はさらに国民を敵に回すこと になる。今度の選挙で示された国民の意思を土 足で踏みつけるというものですから、簡単にで きるとは思いません。もちろん、すでに話した ように、民主党には大きな弱点があります。し かも、アメリカは駐日大使らが先頭に立って、 民主党が延長に賛成するように内政干渉の圧力 をかけており、一部マスコミも、批判的な報道・ 解説を始めています。事態は予断を許さないも のがあります。だから、私たちは民主党まかせ にしておくわけにはいきません。国会の中だけ の動きに任せておいてはいけない。「2大政党」 のかけ引きに任せておいたらどう動くか判らな い。私たち国民が主役になって決めたいし、決 めるべきだ。この機会にテロ特措法の延長を絶 対に許さない、自衛隊を日本に返せという世論 を盛り上げる運動、それも国民の目に見える幅 の広い運動を展開するということが主権者たる 国民の側に問われていると思います。

こうして、もしそれが実現すれば、戦後初めて国民の選挙による結果と国民的な運動によって、アメリカがなんとしてもやらせたい戦争協力活動をやめさせて、平和の方向に事態を持ってくると言う大きな成果を上げることが出来る。私たちは自民党を大敗させたということだけではなくて、私達がこの国の路線を左右することが出来るんだという歴史的経験を積むことになります。こんな面白い情勢というのは、正直のところ予想していませんでした。今そういう事態を前にしてわくわくしています。

あれこれの可能性を論議しているのではなく、 行動するなかで答えが刻々に見いだされる時代 なのではないでしょうか。一番良くないのは、 あれこれと論評して何もしないということと 思っているのです。

もう一つの試金石は、改憲手続法の重要な狙いの一つである憲法審査会の設置及び審査に対してどういう態度をとるかです。両院に憲法審査会を設け、実際上は改憲草案の骨子をどんどん審議していくというのが自民党の構想でした。今の時点で民主党は憲法審査会をもうけること自体に反対しています。

憲法審査会の設置と審議の開始は、両院でそ れぞれ設置基準と審議の手順を国会できめなけ ればやれません。ですから、もし参議院で、民 主党や共産党、社民党が協力して作らせないと すれば作れない。作れなければ、国民投票まで の間に改憲案の大綱や骨子の審議をすすめて、 下ごしらえをして既成事実を作って行くという 改憲手続法の当初のねらいがスタートの時点で 躓いてしまう。さらに、仮になんとか設置して も、下ごしらえ的な審議は、その他の問題(論 点)でも、自、公の思いどおりにはいかない、 私たちがそうはさせない。たとえば、共産党と 社民党、そして一部は民主党の追及で、ボロボ 口になってしまった法案をなんとか制定させる ために18項目の附帯決議をつけ、「そんなことは しない」という弁解答弁があい次ぎました。審 議をするとすれば、こうした決議や答弁を具体 的にどうするのかということが当然に問題にな ります。たとえば、公務員や教員達の行動規制 について、それらの人々の自由を侵害しないよ うに、いろいろ工夫するという趣旨の付帯決議 と答弁があります。公務員や教育者の国民投票 運動の参加規制には、民主党も共産党も社民党 も反対しましたね。反対したのですから、自民 党側が縛る方向で強化しようと企んだら、それ はできない。通すときは、口先だったとしても、 今度は、規制の弊害を実際に阻止するものにす る可能性が出てきたのです。同じように、様々 の立法が自・公と財界らの思い通りにいかなく なってくる、その現実の条件が生まれた。労働

法制でのホワイトカラー・エクゼンプション、解雇の金銭的解決とか財界とアメリカの財界が一貫して要求し、安倍内閣がやりたがっていたことは私たちが手をゆるめなければ阻止できるということです。参議院の議席がこれだけががことです。参議院の議席がこれだけががまれた。これをつかみとることが大事だとつよれた。これをつかみとることが大事だとしまれた。これをつかみとることが大事だとれた民主党の二面性をしつかり見すえながら新たな民主党の二面性をしつかり見すえながら新たな条件をつかんで、攻勢的にたたかう。繰り返しますが、議会の駆け引きと議席差だけを考えないまない。私たちがやるのです。長い間なかった条件の中で生きているのです。楽しくたたかえるというものでしょう。

編集部:自・公の大敗は改憲発議そのものの 可否とはどう関係してくるでしょうか。

《行くえを決めるのは国民のたたかい》

坂本:テロ特措法、さらにはイラク特措法の延長法案の阻止というのは、重要ですが、いうならば個別課題です。改憲発議がどうなるかという、よりはるかに大きな問題は、さらに複雑で、様々に変動するでしょう。一介の弁護士にすぎない私にとって、あれこれ予想できることではありません。私だけではなく、誰にとっても、今回の選挙の結果だけで、今すぐ予測することはできないし、予測すべきでもないと私は考えます。そのことを前提としてですが、少なくとも次のことは言えるように思っています。

第1に、米日支配層の改憲策動は、今回の一事ではけっして止まらない。彼らは執念を持って、新たな事態に応じた策動を強化してくる。第二次安倍内閣を改憲積極派で固めて突破を図っているかも知れない。あるいは「二大政党制」を美化、支持して、民主党に同党のよりのみやすい改憲案を提示するなどして、改憲大連合をつくり、改憲の実現を図ってくるかも知れません。しかも、この間、明文改憲抜きの解釈

改憲、立法改憲、さらには事実上の改憲をスピードアップし、拡大し、既成事実をつくるという動きには、かえって拍車がかかるかも知れない。 そうしたことを直視し、絶対に手をゆるめないでたたかう。

第2に、そうした策動を改憲勢力がつよめて も、自・公を大敗させた国民の意思、その根底 にある多様な要求のつよまりはかつてない規模 で進む。こうした多様な要求のなかで改憲反対、 憲法を生かせという要求と、その運動はますま すつよまり、広がる条件をもっている。参議院 選挙の結果は、そのことを各党に知らしめたし、 国民の確信をつよめた。この確信を話しあって みんなのものしていく。

第3に、結局、憲法をめぐる"せめぎ合い"は、これからが"正念場"であり、その行方をきめるのは私たち国民のたたかいにかかっているということをつかんで共同を広げ、打って出て道を切り開く。

みんなの知恵を集め、力を合わせれば勝利で きる――私はそう考えています。

編集部:参議院選挙の結果、労働戦線での運動をどのように展開されるのでしょうか。

《労働戦線でこうたたかう》

坂内;今回の参院選は、消えた年金や政治と カネの問題、閣僚のあいつぐ暴言などが追い風 となって、民主党が参議院第1党の座を占めま した。自民党は改選64議席から37議席に惨敗し、 与党の公明党も12議席から9議席に大きく後退 しました。憲法改悪に反対する日本共産党と社 民党も、現有議席を下回りました。安倍内閣へ の不信任が、全労連と協力共同してたたかって いる日本共産党の議席増に結びつかなかったこ とは残念ですが、参院選の結果は「国民世論が 政治を動かす」新しい局面をつくりだしました。

安倍首相は、「私の新しい国づくりは始まった

ばかりだ。首相として、国民に対する責任を果たしたい」「私の基本路線には、国民の理解をいただいている」などとして、政権の座に居座ることを宣言しています。しかし、安倍政権を不信任して投票した国民はもちろん、与党の自民党や公明党に投票した人からも「安倍首相は、空気の読めない政治家だ」、と批判がまきおこっています。

通常国会での改憲手続法の強行成立を受けて、「私の内閣において憲法を改正する」ことを公約のトップにかかげ、その結果歴史的な大敗を喫したのですから、「基本路線に理解をいただいている」どころか、戦後レジームからの脱却を唱え、言葉だけの「美しい国」をふりまきながら、この国に貧困と格差を蔓延させ、戦前復古の反動国家への道を暴走してきた安倍政治の基本路線そのものが、国民によって不信任されたのです。

6月の座談会で、私は改憲手続法の成立という事態のなかで、「憲法闘争が新たな段階に入った」と述べました。改憲手続法には反対した民主党も、憲法改正そのものには賛成であり、参院選の結果には注目するものの、改憲勢力がいつでも国会で発議できるスイッチを握っている状況に変わりありません。議席のうえでは、その状況は変わりません。むしろ共産党や社民党の議席が減ったことで、国会状況はいっそう危険になったといえます。そういう意味で、国会の力関係の変化だけを視野に入れた運動論では、憲法闘争の展望がひらけません。

しかし、東京大学と朝日新聞の共同調査によれば、今回の参院選の当選者のうち、憲法改正に賛成なのは48%と過半数を割り、非改選を合わせた全体でも憲法改正賛成の参議院議員は53%にとどまった。9条改正については当選者の26%しか賛成せず、反対が54%にのぼりました。ここにこそ、国民世論の力があります。たとえ、憲法改正に賛成する所属政党議員が3分の2をこえたとしても、選挙に示された国民の意思は

政治を動かすということが、この調査にあらわれています。

民主党は、秋の臨時国会では11月1日に期限が切れる「テロ特措法」に反対をつらぬくと表明しています。また最低賃金法でも、障害者自立支援法でも、災害被災者生活再建支援法でも、民主党案を参議院先議で成立させるとしています。これまでの国会状況とは異なり、政府が進めようとする構造改革に対して、構造改革で壊されてきた労働者・国民のセーフティネットを再構築しようという法案が、国会で成立する可能性をもつという新しい客観状況が生まれています。

民主党が参議院第1党になったといっても、共 産党などとの共同がなければ過半数とならない わけですから、消費税増税の問題でも労働法制改 悪の問題でも、財界の要求だけで国会が動くとい う状況ではなくなりました。安倍首相が唱える戦 後レジームからの脱却、戦前復古主義の「美しい 国づくり」に国民が明確な判断を下したもとで、 たとえ大勝した民主党が、政党の方針として憲法 改正に賛成だとしても、現行改憲手続法のもとで の「改憲発議」にブレーキがかけられた。まして や、「私の内閣で改憲を達成する」という安倍首相 のたくらみには、危険信号が灯ったというのが、 新しい状況だと思います。

もちろん、国会の力関係や個別議員の態度に 一喜一憂することは危険です。われわれ自身の 運動をいっそう強めて、国民過半数の世論を結 集していく。とりわけ、労働戦線において憲法 改悪反対の圧倒的な世論をつくりあげ、労働組 合の壮大な共同を展望して、現状を一歩一歩変 えていく運動が、以前にも増して重要であるこ とはいうまでもありません。そのために、全労 連が果たさなければならない役割は重要です。 改憲阻止の先に開ける「希望ある未来」を見す え、全国で奮闘したいと決意しています。



ドイツ 新政党「左翼」の誕生

夏目 雅至

ドイツの左翼党(Die Linkspartei)と「労 働と社会的公正のための選挙対案」(WASG) の2政党は6月16日、ベルリンで党合同のため の党大会を開き、新政党「左翼」(Die Linke) の創立を決定した。東西ドイツ統一後、初めて 社会民主党(SPD)より政治的に左を標榜する 全国的な政党が誕生したことになる。新党の党 員は約7万2千人で、ドイツで3番目の党員を 擁する政治勢力となった。「左翼」は7月4日に 公表されたエムニト、フォルザの2つの世論調 査で支持率14%を記録、連邦議会(下院)内野 党第一党の自由民主党 (FDP) を上回った。新 政党は歴代政権が新自由主義的な政策を進める 中で生まれた。「社会的欧州」を守るドイツ国民 のたたかいのなかでの「左翼」の役割が注目さ れている。

●民主的社会主義党 (PDS) の歩み●

新党創立の基盤の一つとなった左翼党は、民主的社会主義党(PDS)が2005年の連邦議会総選挙にWASGと統一選挙名簿で臨むために党名を変更した政党だ。略称を「左翼」(die Linke)とし、従来からの支持者への配慮から、地方や状況によってはPDSの旧党名を併記し、左翼党・PDS(die Linkspartei. PDS)、あるいは左翼・PDS(die Linke. PDS)とも名乗った。

PDSは、1989年に崩壊した東ドイツの旧政権党、社会主義統一党(SED)を前身とする。東西ドイツ統一の中で、ホーネッカー国家評議会議長ら旧幹部を追放して、新指導部の下に再出発、SED・PDSの名称を経て、90年にPDSの党名となった。340万人と言われたSED党員で、こ

の時点で党にとどまったのは28万5千人だった。 小選挙区比例併用制で行われるドイツの連邦 議会総選挙では、比例票の得票率5%未満の政 党には比例議席が配分されない。ドイツ統一後 初めて行われた1990年の総選挙では同党は全国 では2.4%の得票しか得られなかった。しかし、 比例票を旧東西ドイツそれぞれで集計するとい う一回限りの特例措置によって、小選挙区での 1議席を合わせ17議席を獲得した。次の94年の 総選挙では4.4%の得票だったが、ベルリン東部 の小選挙区で4人を当選させることで、3人以 上当選すれば比例票が5%未満でも議席配分を 受けるという規定に基づき、30議席を確保した。 しかし得票率が5%に満たないことを理由に連 邦議会で院内会派としては認められなかった。

同党がこの5%条項をクリアしたのは98年の総選挙だった。同党は5.1%を獲得、一躍36議席を確保した。翌99年には欧州議会選挙で5.8%を得票、ドイツから初の左翼議員を送り込んだ。

しかし、2002年連邦議会選挙ではPDSは4%の得票率しか得られなかった。しかも旧東ベルリンの小選挙区が旧西ベルリンと統合したことなどから小選挙区でも2議席しか確保できず、比例議席の配分を受けることができなかった。議席はこの小選挙区2議席のみとなり、会派資格も失うという苦境に立たされた。この後の04年の欧州議会選挙ではPDSは6.1%を得票しているが、こうした不安定な状況から抜け出す上でも、全ドイツに影響力を持つ政党になることが、PDSにとって課題となっていた。

●旧東独全面批判の綱領採択●

この間、PDS は93年に、「世界観上の複数主義」を原則とし、「東独社会主義の失敗はソ連モデルの失敗と結びついている」とする新綱領を採択した。03年には、SEDを「社会主義の理想は独裁と抑圧の正当化によって傷つけられた」と全面的に批判し、党の目的として社会の民主化、自由、社会的公正などを掲げる綱領を採択した。PDSはドイツ軍の海外派兵に一貫して反対し、北大西洋条約機構(NATO)などの軍事ブロック解体を主張した。

同党は旧東独部では、各種の選挙で20%前後の得票を得るまで信頼を回復してきた。ベルリンを含む6州に州議会議席を持ち、2州では第2党の地位を占め、市町村議会議員約6,500人、市町村長約130人を擁す。ザクセン・アンハルト州では94年から02年まで社会民主党(SPD)少数政権を事実上支持する「寛容」という形での州政治参加の経験を持つ。98年から02年まではメクレンブルク・フォアポンメルン州でSPDとの連立政権を2期維持した。首都ベルリンでは01年から現在までSPDとの連立が続いている。しかし、旧西独部では市町村レベルの選挙では一定数の議席をもっているが、州議会への進出は阻まれていた。

同党への政治的な差別も続いた。98年総選挙で 連邦議会会派資格を獲得した後も、ビスキー氏は 慣例で全会派に当然配分される副議長選出を阻 まれた。会派代表の諜報機関監視のための委員会 への参加も拒否された。会派議長となったギジ元 党首が旧東独政権時に国家秘密警察、国家保安庁 (シュタージ)の非公式協力員だったという攻撃 も続いた。内務省所轄のスパイ機関、憲法擁護庁 は、党内の一部組織をネオナチや過激派と同様の 基本法違反の調査対象に置き続けた。

●「労働と社会的公正のための選挙代案」の誕生●

2期続くSPDと90年同盟・緑の党のシュレー

ダー連立政権は、グローバル化のなかでドイツの国際競争力を強化するためとして、雇用、社会福祉、健康・医療保障改悪の「アジェンダ2010」政策や失業保険制度改悪などの労働市場政策「ハルツ改革」を打ち出した。この新自由主義的な政策への批判、反発が国民の間で広がった。反対運動は04年夏から、ドイツ全国で「月曜デモ」として高揚した。旧西独部では、この運動を基礎にして労働組合活動家やSPD元党員によって政党としてのWASGが翌05年1月、正式に発足した。WASGは、同年5月末のノルトラインウェストファーレン州議会選挙に挑んだが、2.2%しか得票できず、議席を獲得できなかった。この選挙でのPDSの得票率は0.9%だった。

●統一名簿でたたかった 05 年総選挙●

SPDは、この州議会選挙で大敗し、39年間維持してきた州政府をキリスト教民主同盟(CDU)に明け渡した。SPDはそれまでの各州議会選で敗北を重ね、州代表で構成される国会上院、連邦参議院の多数を失っていた。政策運営で窮地に追い込まれたシュレーダー政権は連邦議会選挙繰り上げ実施で局面打開に動いた。

この連邦議会選挙に当たってPDSとWASGの統一名簿による選挙協力を推進したのは、ラフォンテーヌ元SPD党首とPDSのギジ元党首だった。ラフォンテーヌ氏は、シュレーダー首相との経済政策対立から1期目の連立政権の蔵相を辞任、政界を引退していた。同氏は6月、社民党を離脱し、WASGに入党、政界復帰を宣言した。

PDSが7月中旬の党大会で党名を左翼党と改称したのは、「WASGの候補者にPDSと旧東独の歴史という重荷を負わせない」ための考慮があった。統一名簿で臨んだ9月の総選挙で、左翼党はシュレーダー政権の社会保障削減を徹底的に批判し、最低賃金の保障などの政策を提示して国民の共感を得た。選挙結果は得票率8.7%で、54人の議員を第16期連邦議会に送り込んだ。左翼党は旧西独部では4.9%、旧東独部で25.4%

の得票率を確保した。同党は緑の党を上回り、 FDPに次ぐ議会内第4党となり、会派資格を回 復した。会派議長にはラフォンテーヌ氏とギジ 氏が共同で就任した。

この選挙でシュレーダー政権は崩壊、メルケル氏を首班とするキリスト教民主同盟・社会同盟 (CDU・CSU)とSPDの大連立政権が成立した。アジェンダ2010、ハルツ改革などの旧政権の政策は基本的にメルケル政権に引き継がれた。左翼党連邦議会会派は、連立与党勢力が議席の3分の2を占める中で、社会、労働政策だけでなく、ドイツ軍のアフガニスタン派遣の増強やレバノン沖への派遣反対など平和・安全保障政策でも、他の政党が持たない独自の姿勢を貫いた。

ドイツの労働組合は東独政権党に出自を持つPDSとは距離を置いていた。しかし、この選挙中に金属産業労働組合(IGメタル)のペータース委員長が選挙後の選択肢の一つとして連立政権に左翼党を加えることを提唱するなどの変化が起きた。選挙後の06年1月には、労組全国センターのドイツ労働組合総同盟(DGB)のゾンマー議長とギジ、ラフォンテーヌ両連邦議会会派共同議長、ビスキー党首との会談が実現し、両者間の関係が確立した。

2つの党の組織的合同の動きは、統一選挙名簿の提起時から日程に上っていた。連邦議会選挙後の05年12月の左翼党大会は、組織合同の目標を07年6月と定めた。この間、06年9月のベルリン市議会選挙では、左翼党とWASGが分裂して臨み、敗北するという逆風もあったが、全国的には両党の合同に向けた共同の動きは進んだ。

●新党創立へ●

新党の綱領的指針となる創立文書「綱領上の

基本点」は、1年以上の討議を経て今年3月24、25の両日行われた両党の大会でそれぞれ採択された。同文書は「完成した党綱領ではまだない」としつつも、「これまでドイツになかったような党、左翼を統一し、民主的で社会的で、環境保護の立場で、フェミニズム的で反家父長的で、開かれた複数主義の、戦闘的で寛容で、反人種主義的で反ファシズムで、一貫した平和政策を追求する党」を目指すとしている。この大会を受けて行われた両党党員投票では、左翼党では96.9%、WASGでは83.9%が党合同に賛成を表明した。左翼党の党員数は約6万人、WASGは約1万2,000人であったが、党合同にあたっては両党対等が配慮された。

新党誕生前夜の5月13日に行われたブレーメン市議会選挙で、左翼党はWASGとともにたたかい、前回03年選挙でPDSとして獲得した得票率1.7%を8.4%に躍進させ、ゼロ議席から7議席に進出した。ブレーメン市議会は州と同格の自治体であり、左翼党が旧西独部の州議会に選挙で議席を獲得したのは初めてとなった。

ラフォンテーヌ氏とともに「左翼」の共同議長に選出されたビスキー氏は統一党大会で、メルケル大連立政権が進める政治を「反社会的だ」と糾弾、「一層効果的な対峙が可能になった」と新党創立の意義を強調した。PDS、左翼党に向けられていた攻撃は新党創立によって終息したわけではない。合同大会後、コッホCDU副議長は、「左翼」の影響力拡大に警戒を表明し、引き続き憲法擁護庁の監視下に置くべきだと主張した。「左翼」連邦議会会派は大会後、連邦憲法裁判所に憲法擁護庁の監視対象から外すことを求める訴訟を起こしている。

(なつめ まさし・「しんぶん赤旗」外信部)

トンネルじん肺根絶に向けて

石田 直道

はじめに

私たちの悲願である「じん肺根絶」のたたかいは、6月18日、国と「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結するという形で和解を表明し、「トンネルじん肺闘争」に新たな局面を開くこととなりました。

1997年5月に、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに「じん肺患者の権利救済」と「じん肺根絶」をめざした訴訟を提起して10年余りが経過しました。この間、旧鉄建公団との和解(仙台地裁、1999年7月)、ゼネコンとの和解(東京地裁、2001年2月)、そして今回の国との合意・和解と、運動史上かつてない成果を上げることができました。この力は、ひとことで言えば「原告を中心とした闘いと団結」だということがいえます。私たちはこの大きな成果を「新たな闘いの基礎」として位置づけ、国と私たちが約束したことが現場で実現され、公共工事であるトンネル工事で働く労働者がじん肺に罹患することのないよう、さらに団結を深めて奮闘します。

たたかいの経過

じん肺被害者の集団訴訟は、1979年、「長崎北松じん肺訴訟」にはじまります。複数の企業や国を相手としながら1985年頃までに筑豊や北海道を中心に全国各地で提起されました。社会問題としてマスコミにも大きく取り扱われましたが、裁判は長期に及び苦難の連続でした。この中でじん肺発生の責任は、国や企業の責任であることが司法の場で明らかにされていきます。

トンネル労働者の集団訴訟としては全国で初めての取組みとなった「四国トンネルじん肺訴訟」(1989年3月)は、それまでの「北松炭坑じん肺訴訟」をはじめとした鉱山労働者の訴訟と異なり、雇用関係が工事ごとに終了するため、

原告ひとりあたりの被告企業が多く、就労確定 や責任立証に非常に多くの困難がありました。 「そもそも裁判が成り立つのか」、「本当に勝てる のか」といった厳しい状況の中で弁護団と組合、 原告となる組合員との度重なる話し合いの末に 提訴にふみきりました。周囲の支援も必ずしも 十分なものとはいえませんでした。試行錯誤の 末、被害の責任を「元請ゼネコンの共同不法行 為=連帯責任」にもとめるという手法をとり、 徹底的に被害の実態やじん肺の恐ろしさ、就労 実態を明らかにしていき、その結果、多くの犠 牲をはらいましたが、その後の運動につながる さまざまな貴重な教訓を生みだしました。「四国 トンネルじん肺訴訟」と連動する形で提訴した 「道南じん肺訴訟」(1990年3月) もそのひとつ です。

「道南じん肺訴訟」では四国の経験を生かし、たたかいの中心を原告として家族の参加を呼びかけながら企業要請や署名活動などを展開しました。四国の裁判の中で明らかにされた資料も大きな武器となりました。その結果、「時効の撤廃」の維持、「補償水準の引き上げ」と、ゼネコンはもとより、旧「鉄建公団」も和解に合意させるという形で実を結び、のちに提起される「全国トンネルじん肺補償請求団」の解決に大きな影響を与えることになりました。

1995年8月、札幌定山渓の全国大会で提案された「補償請求団」は、学習会や意思統一の準備を経て、1996年10月31日に「全国トンネルじん肺補償請求団」として結成されました。これは、これまでの「じん肺裁判」がすべて企業の責任を明確に認めており、あえて裁判という手法をとらずとも企業が補償するべきとの立場を明確にしたものでした。

結成翌日の11月1日には主なゼネコン14社と 業界団体、行政に対して「じん肺を根絶せよ」、

「裁判をすることなく救済せよ」との要請行動を 行い、現在のたたかいの第一歩をふみだすこと となります。

「全国トンネルじん肺補償請求団」のたたかい

請求団のたたかいは、四国、道南での「苦渋の選択」であった「被告の責任を問わない」形での和解を乗りこえることが目標となりました。「責任を認めて謝罪すること」、「時効なく充分な補償をすること」、「じん肺を根絶すること」を求めて、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに企業と行政への要請行動を展開していきました。

1997年5月19日、東京をはじめ5地裁(東京、仙台、徳島、松山、高知)で先行代表訴訟を提起します。これは5地裁のうち、ひとつが解決すれば、残った地裁に連動して解決基準を作り、未提訴の請求団員の解決に結びつけるというものでしたが、その後の方針転換で請求団員が全員提訴することとなり、最終的には、23地裁・支部(※①)で原告約1,500人、弁護団約300人、被告ゼネコン約180社という大規模な裁判が係属されることになります。

「請求団闘争」の特徴は「統一弁護団と統一原告団」によるたたかいです。東京を中心とした23地裁・支部の訴訟は規模、弁論期日の回数ともに、これまでのものをはるかに上回り、その手法も、ひとつの地裁で提出された書証は全国の裁判所に提出されるという、いわばひとつの裁判を23地裁・支部の法廷で立証するという方法でゼネコンを追いつめていきました。

※①北海道(札幌)東北(仙台、郡山)関東(東京、 横浜、前橋、水戸)北信越(新潟、長野、金沢、 福井、岐阜)中国(広島、松江)四国(徳島、松 山、高知)九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島)

鉄建公団との和解

旧鉄建公団とのたたかいは被告企業の中でも 特別な意味を持っていました。鉄建公団は企業 とはいえ、国(旧運輸省)の管理のもとで運営されており、いわば国の責任を明らかにするというたたかいでもあったからです。

青函トンネルの工事基地となった地元から公団の残した記録フイルムを見つけ、「マスクをしていない」映像や企業の資料から同様の写真を探し出す等、決定的な証拠をつかむなどの成果を上げていきます。また、「道南じん肺」での資料から粉じん測定記録の「K値の矛盾」や、すでに「解決済みの主張」を指摘して退けるなどして追いつめていきます。

運動では「全国鉄建公団総裁宛10万署名」を 皮切りに「議会決議・意見書採択」の運動を展 開しました。この議会決議に向けた取組みは、 「細倉じん肺訴訟」の経験から学んだものでし た。当初は議会も「民事訴訟には関せず」の対 応をしていましたが、山形県での「北海道・東 北議長会議」での「国にじん肺被災者の救済を 求める」旨の決議を元に一気にひろがり、最終 的には東北六県で、議会と98%の自治体の意見 書が国にあがるという成果となります。同時に、 これが政党の枠を超えた運動ともなり、1999年 6月の公団本社への要請行動には地元の保守系 議員も参加するという状況を生みだし、同年7 月15日に、提訴から2年2ヵ月という短期間で の和解をむかえることになりました。

仙台地裁では、当時の集団訴訟としては最高水準での解決金を獲得することとなり、その後のゼネコン和解の基準をつくることになります。また、実質的に国である公団が責任を認め、「弔意と見舞い」という形で謝罪を表明したことは、その後の本格的に展開されるゼネコンとのたたかいにとって大きな武器となり、励ましとなりました。

ゼネコンとの和解

鉄建公団との勝利和解を手にし、ゼネコンとのたたかいを展開する中で、「法廷内の取組み」と「法廷外の取組み」という形でそれぞれの役割を明確にしながらさまざまな運動を全国的に強めていきます。県をはじめとする自治体や行政などに「早期解決」の働きかけを求めるとと

国際•国内動向

もに、大手ゼネコン5社宛の「50万署名」、「議会決議・意見書採択」、または首長をはじめとする議員署名、映画「人として生きる」の制作・上映運動と、世論を高めるための取組みを強めていきました。

ゼネコンは「発注者(国)の定めた通りに施工し、防じん対策も法に基づいて行っている」、と一貫して主張し一切責任を認めようとしませんでした。各地で弁論が重ねられ、防じん対策の不十分な実態が明らかになっていくにともない、今度は「平成年代は万全」として平成年代の(と、今後予想される原告に対する)賠償責任を逃れようとしましたが、大手ゼネコン自らが主張した平成年代の代表現場での証人尋問で、それまでと変わらない、不十分な粉じん防止対策防の実態を司法の場にさらす結果となりました。

東京地裁の判決

東京地裁では裁判長が4度もかわり、被告側の「時効は最高裁でも認められている」、「個別の主張、立証もしたい」との主張に「考慮したい」との態度を示し、きわめて厳しい状況の中で終盤を迎えました。弁護団は、7地裁(東京、仙台、新潟、前橋、金沢、宮崎、長野)で、ゼネコンの責任立証に全力をあげ、それまでに積み重ねられた証拠と、責任論についての主尋問・反対尋問を重ね、世論の高まりを背景に粘り強く追及し、解決を迫ります。直前に前橋地裁での「和解勧告」(内容は仙台地裁を維持)を実現し、徳島、長野と続き、東京地裁に対して、仙台地裁での基準を上回る内容での和解をせまっていきました。

この間、私たちは、毎月全国から原告、支援 者を東京に集結して、ゼネコン要請や社前宣伝、 集会を行い、署名を積み上げるという行動をく り返しました。原告本人や家族による直筆の手 紙を送る運動も徹底しました。最後には、「和解 するからもう会社にこないでくれ」とゼネコン にいわしめる状況にまで追いつめ、要請行動や 署名活動により重点を置いた行動が強められて いきます。 2000年12月26日、労働省(当時)は、トンネル工事にあたって粉じん発散を抑制するために事業者が守るべき事項を示した「隧道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を各都道府県の労働基準局長に発出しました。私たちの運動の成果ともいえるこの通達は、東京地裁の決断を大きく前進させることになりました。

2001年2月15日、東京地裁で「和解勧告」が 言いわたされました。東京地裁での和解は、そ の後各地裁の判断に踏襲され、その内容も「公 団基準を維持(和解金額)」「時効差別なし」「弔 慰と見舞いの表明」「じん肺根絶に向けた企業の 決意」が示されました。画期的だったのは、「今 後同様の争いがあった場合には新しい補償制度 ができるまで現在の和解水準で救済されるべき である。」との判断を示したことです。これに よって、私たちの要求のひとつである「基金制 度の創設」に実現の可能性を残すことができた とともに、こののち、提訴した仲間が就労確定 だけで救済されることになったのです。

また、「じん肺根絶」についても、元請け企業の責任はもちろんのこと、発注者(国土交通省や自治体)へ積算の見直しを含むじん肺防止対策への配慮や、監督官庁への省令の見直しをうながす管理監督の徹底など、国、行政に対しても、これまでの姿勢を改めなければじん肺はなくならない、と国の責任がきわめて重いことを示す所見が「和解条項前文」に示されたことも非常に大きな成果でした。これらが、現在たたかっている「じん肺根絶闘争」の基軸になっているのです。

「全国トンネルじん肺根絶訴訟」のたたかい

私たちは、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに掲げてたたかった「全国トンネルじん肺補償請求団」が勝取った成果をひきつぎ、じん肺の根絶と裁判手続きなしに救済されるシステム(ADR=裁判外紛争処理制度とじん肺補償基金)の創設という残された課題を実現するために、国を被告として提訴することを決意します。

2002年11月22日、東京地裁を皮切りに、全国11地裁(札幌、仙台、新潟、長野、金沢、松江、広島、松山、徳島、熊本)で、トンネルじん肺に向けた新たなたたかいにふみだしました。東京地裁では、請求団としてゼネコンを相手にたたかい和解した原告が再び原告となって国を提訴し、他の10地裁では国とゼネコンを被告とする新たな原告と国を被告とする元原告が裁判を起こすという、今までに例のないたたかいになりました。原告が所属する組合(建交労)が「じん肺根絶闘争本部」を設置し、体制を強化しながら運動を強めていきます。

「権利補償闘争」から「制度政策闘争」へ

原告となっている組合員は、戦後復興期から 高度経済成長期を中心に全国各地で鉄道、道路 トンネルをはじめとして、ダム建設関連の水路 トンネル等の建設に従事してきた元トンネル坑 夫と遺族で総員969名です。

法廷では原告・遺族による被害と就労実態の 陳述、学者による国のじん肺発生責任、発注者 としての国の安全配慮義務違反について、判例 を軸にした証言や、当時の国の現場責任者によ る証人尋問、元請ゼネコンの現場監督による証 人尋問、被害ビデオの上映などでじん肺被害の 重大性と深刻さを裁判官に訴えました。

組合は、「じん肺根絶」のたたかいを法廷での取り組みと合わせて、トンネル建設現場における作業環境の整備や、制度、政策の改善要求をかかげ、「なくせじん肺全国キャラバン」行動に取組み、「じん肺根絶100万署名」、じん肺映画「人として生きる」の全国上映、国会議員賛同署名、自治体首長賛同署名、議会の意見書採択、市民集会、「裁判官宛50万署名」など、あらゆる取組みを展開し、世論に訴え、じん肺の被害と国の責任を明らかにしてきました。

原告団は「じん肺根絶」の大きな目標をかか げ、その責任を使用者であるゼネコンはもとよ り、トンネル工事の大半が公共事業であること から発注者である国に、その責任と抜本的な予 防対策を要求してたたかってきています。具体 的な対策を「トンネルじん肺全面解決要求書」 (2006年6月) にまとめあげて示したことは、自 治体要請行動、議員連盟設置の働きかけにじん 肺根絶の方向性を示すものになりました。

法廷では、被告ゼネコンは責任を争うことな く原告らの就労事実を確認し、被害補償を行う ことで国とは分離され和解解決がはかられてき ています。国を被告とした裁判においては、5 地裁(熊本、東京、仙台、徳島、松山)でいず れも原告勝訴の判断が示されました。5度にわ たって国の責任を厳しく断罪した判決が下され たことによって、司法の場においてトンネルじ ん肺防止対策の不備について国に重大な責任が あることが動かしがたいものとなりました。一 連のマスコミ報道は「国は他の地裁判決や控訴 した訴訟の控訴審判決を待つより、じん肺患者 の救済に全力を挙げることを優先すべき」と解 決を先延ばしする国への批判を掲載しています。 しかし判決を不服とした国は、不当にも控訴し ました。私たちは高裁にたたかいの場を準備(相 控訴)しながら、5地裁判決をもとに、これま での組合、原告、原告家族らの運動で築いた、 衆・参国会議員の74%にあたる529名の賛同署名 や101万の署名、過半数を超える26の県議会決議 などを武器に政治解決を迫り、与党内に対策チー ム (自民党議員連盟、公明党プロジェクトチー ム)を確立させてきました。

特に、徳島地裁判決時(3月28日)に行われた国会議院会館内での集会に、6党代表、議員、代理あわせて37名が参加し、各党代表から「早急に政治の場面での解決」との発言が相次ぎ、闘争本部としても、6月までの解決を目指した取組みが確認されました。司法の場、政治解決両面での働きかけの結果、ついに6月18日、国との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」がとりかわされ、その合意書にもとづいた和解解決が6月20日、東京高裁ではかられました。今後、同じ内容で高裁での和解がはかられることとあわせて、その後、各地裁の解決がはかられ、本年7月中にすべての裁判所で国と和解成立することになりました。

国際•国内動向

国は、本合意書において、①原告じん肺患者や遺族に「謝罪」し、②トンネル工事における粉じん対策について私たちの意見を聞く場を設けると約束するとともに、③全国トンネルじん肺根絶訴訟を真摯に受けとめ、今後とも、労働安全対策を推進する任務を踏まえ、じん肺対策の実施に努める、④粉じん障害防止規則を改正し、⑤粉じん測定等を本年度中に事業者に義務付けること、⑥トンネル工事の長時間労働を改善するため、労働基準法32条を踏まえ、土木工事積算基準の見直しを検討すること等を約束しました。

これはトンネルじん肺の根絶へ向けて大きく 一歩を踏み出す道筋をつけたものと、高く評価 をすることができます。そして、私たちは、国 が私たちの要求を基本的に受け入れたことで、 国を被告とする根絶訴訟では国に対する請求を 放棄することを約束しました。ただし、ゼネコ ンとの訴訟は継続して係争中です。

被災者救済制度の確立と

じん肺根絶にむけた今後の課題

四国トンネルじん肺訴訟から20年、当初は、被害救済どころか、「訴訟そのものが成り立つのか」というところから始まりましたが、根絶闘争においては国を被告に大きな成果を上げ、これからのたたかいに対する大きな武器を手にすることができました。トンネルじん肺のたたかいは、原告組合員を中心にした取り組みで世論を味方に大きく前進し、原告のみならず、多くの支援者とともにその成果を共有することができました。

今回、国との和解に至った前提には、5地裁での勝利判決があったことが上げられます。いずれの地裁でも「国の規制権限不行使」が認められたことです。同時に地裁での勝利判決を引き出すために、労働組合が先頭になってたたかってきたことです。根絶闘争において国のみを被告とした原告は、訴訟上、損害賠償として提訴していますが、一切の利益もなく、いわば「人のため、世のため」のたたかいを先頭に立って

奮闘したという事実は銘記しておかなければな らないと思います

根絶闘争の原告となっている969名のうち約半 数(468名)は補償請求団闘争の原告であり、加 害企業との間で被害補償については決着してい るにもかかわらず、「トンネル建設工事現場から じん肺患者を出してはいけない」と、じん肺根 絶を願い請求団闘争で掲げたスローガンの旗を 下ろすことなく、被害者救済制度の創設とじん 肺の発生しない就労現場の確立を追求し、たた かってきました。トンネル坑夫として働いた彼 らは、「移動時間を3分の1にした」と表現する ように大きな誇りを持っています。そうした国 土開発の最前線で働いた彼らがその代償として 受け取ったものが不治の病「じん肺」とは、許 されるべきものでなく、国は真摯に原告等との 和解条項を早急に履行する責任があります。同 時に、国は、「被害者救済制度の創設」と今後ト ンネル建設現場からじん肺患者を一人も出さな いとする「抜本的な施策」を早急に確立すべき です。

今後、国との間で協議の場が設けられていきます。国に具体的政策を提起するためにも、専門政策チームを弁護団とともに立ち上げ、学習、検討を重ねていきます。また、私たちは、そうした救済制度創設の運動とあわせて、劣悪な就労現場で働く仲間に安全で安心な就労場所の確立を呼びかけ、現場での労働組合の立ち上げを積極的に援助する方向を示す働きかけを強めていくこととします。

さらには、トンネル建設現場から悲惨なじん 肺患者を再び発生させない取り組みを国内の関 係団体と連携し、また国際連携をも強めながら、 ILO、WHOが提唱しているように2015年までに は、「じん肺根絶」が実現可能なものであること を確信し、より運動を強化していきたいと考え ています。

(いしだ なおみち・建交労・

全国トンネルじん肺根絶闘争本部事務局長)



雇用破壊の現実を追及した近刊3冊

しんぶん赤旗日曜版取材チーム 日本共産党 『ワーキングプアと偽装請負』 朝日新聞特別報道チーム 朝日新聞社 『偽装請負─格差社会の労働現場』 週刊東洋経済記者 風間直樹 『雇用融解』

金田 豊

格差と貧困の拡大が、大きな社会問題となってく るなかで、底辺で増大する非正規雇用、ワーキング プアの深刻な実態を告発した上記3つの調査報告が 注目を集めている。各取材・調査チームは、長期に 渉る困難な粘り強い取材活動によって、大企業が高 利潤を手にする裏で闇に隠されていた差別と貧困の 横暴違法な事実を探り出した。これまで、社会から 見放された状態にあったワーキングプアの非正規雇 用の青年労働者や家族も、今や、命をすり減らす虐 げられ差別された状態に怒りを持ち、職場・地域の 労働者とも手を結んで多様な形でたたかいに立ち上 がる事例が増えてきた。各チームとも、こうした底 辺からの取り組みを辿ることを通して、隠された実 態とその背後にある搾取のからくりにせまることが できた。その結果を所属するそれぞれの紙誌に掲載 報道した。ワーキングプアの悲惨な実態は読者に衝 撃を与え、国会でも取りあげられ、社会的な批判が 広がることになった。厚生労働省も、これを無視で きなくなり、とくに偽装請負に対して違法是正の通 達をだし、監督指導の強化の措置を取らせるに至っ た。大企業も違法な偽装請負の派遣への転換や一部 の正社員化を行って、批判をかわそうとしてきた。

それらはマスコミが取り上げたことの大きな成果 であり、それがまたたたかいの広がりを生むことに もつながった。こうした経過を含めて、それぞれ3つの書籍にまとめられ出版されたことは、財界・大企業の横暴を追及し、人間らしく働くルールを確立する取り組みを進めることの重要性と緊急性を社会的に示すことに貢献した。

財界・大企業は、グローバル化の進展に対処するには、日本の高コスト構造の是正で企業競争力を強化することだと、1995年「新時代の日本的経営」を提起した。それまでの人事・賃金管理とくに終身雇用と年功賃金を、高コストの要因として拒否し、雇用の多様化・流動化、能力・成果主義管理への転換を求めた。それは必要な時に必要なだけの労働者を安上がりに使い、不用になったらいつでも使い捨てにできる仕組み作りであった。派遣や請負の増加はその結果である。大企業はこれを、規制緩和の労働法制改悪をテコに強行した。

トヨタや三菱、経団連会長企業のキヤノン、松下 電器など日本を代表する大企業を実名で挙げ、それ らが率先してグッドウイルやクリスタル、コラボレー トなど、外部の派遣や請負の人材ビジネスの企業を たくみに使って、コスト削減のために、労基法、派 遺法や職安法、安全衛生法などに反する偽装請負に 典型的な違法雇用を拡げた。正規雇用の半分以下の 低賃金の上に、さらに賃金の違法なカットや天引き、 いらなくなれば直ぐ解雇、安全衛生無視で労働災害 をおこしても、その責任もとらず、社会保険への加 入もコストがかさむと拒否するなど、違法行為を重 ねる実態を、生々しく報告している。さらに民営化、 民間委託で、公務労働に低賃金不安定雇用の非正規 労働者が広がっていること、研修名目で来日した中 国や途上国の外国人が違法に労働者として使われ、 日本人の非正規雇用以上にひどい奴隷的状態を押し 付けられ、最底辺層をなしている問題も具体的に暴 露している。

雇用破壊で、生活と権利を奪い、命さえ危うくしながら、利益本位に狂奔する大企業経営の悪らつな裏面の実態の分析を通して、3冊の調査報告は、問題打開への課題を提起している。朝日新書の『偽装請負』では、請負など外部労働力の多用は中長期的には、企業にとって害にもなることから正社員として受け入れる路線に転換すべきこと、職業教育訓練

新刊紹介-

システムを構築・拡充すべきことが提案される。東 洋経済新報の『雇用融解』では、経営者が唱える「国 際競争力の維持・向上」は重要だとしても、その実 現のために非正規雇用の低賃金や過労死を呼ぶ労働 強化を求め、それを強いる政府の政策や企業の政策 が正当化されるなら、それは本末転倒であるとする。 赤旗特別取材班の『ワーキングプアと偽装雇用』は、 日本共産党が3月15日に発表した「今こそ人間らし く働けるルールの確立を」の緊急政策を掲げ、その 実現に取り組むことの重要性を訴えている。

財界・日本経団連がさらに狙っている「労働ビッグバン」と労働法制改悪に対するたたかいの強化に、この3冊の調査報告は必読の文献である。

(『ワーキングプアと偽装請負』07年5月・日本共産 党中央委員会出版局・475円)

(『偽装請負―格差社会の労働現場』07年5月・朝日 新書043・700円)

(『雇用融解』07年5月・東洋経済新報社・1600円) (かねだ ゆたか・理事)

宮前忠夫編/訳/著

『新訳・新解説

マルクスとエンゲルスの労働組合論』

天野 光則

編著者の宮前忠夫氏は「赤旗」特派員として長年にわたりドイツ、イタリアに滞在され、ヨーロッパの社会・労働問題に詳しく、またヨーロッパの諸言語にも通じておられる。氏は、近年、国際労働問題研究者として世界の労働組合運動の調査・研究に専心されるとともに、そうした知見を基礎に労働運動にたいしてもいろいろと問題提起をされている。本書は、そうした氏の活動の一環をなし、これまでの調査・研究活動を踏まえ、マルクスとエンゲルスの労働組合にかかわる諸文献について、「日本の労働組合運動の革新的な前進に取り組むにあたって、必要あるいは留意すべ」く、選択・編集されたものである。

わが国では、これまでにもマルクスとエンゲルス の労働組合や労働運動にかかわる数多くの文献(解 説本も含めて)が刊行されてきたが、最近の出版事 情を反映してか、出版社の事情で絶版となったりして、入手しにくい文献も少なくない。とくに国民文庫版の『マルクス/エンゲルス労働組合論』は、労働問題・労働運動に関わる手頃な基本文献として広く流布してきたが、今日では絶版となっている。宮前氏は、こうした「空白を埋める」べく、本書出版を急がれたようである。

本書の構成は以下の通りである。

まえがき

序 章 今なぜ、「マルクスとエンゲルスの労働組 合論」か

第1章 マルクスとエンゲルスの労働組合論

第2章 マルクスとエンゲルスも想定しなかった 企業別組合――グローバル化に対応でき るか

第3章 『資本論』を誤訳させた"Trades' Union"

第4章 労働時間と価値、価値法則

第5章 マルクスとエンゲルスの賃金論、価値法 削論

第6章 マルクス『賃金・価格・利潤』

第7章 万国の労働者団結せよ!

第8章 マルクス「労働組合。その過去・現在・ 未来」

「続き」を書き上げるのは誰か――「まとめ」に代 えて

本書の中心は第1章から第8章にあるが、氏が本書を編集するにあたって考えられた主題を各章のテーマとして、それにかかわるマルクスとエンゲルスの「労働組合」に関する主要文献20の全文あるいは抜粋を配置し、解説ならびに訳文が付されている。収録されているマルクスとエンゲルスの文献は既存の翻訳を参照しながら、すべて氏によって新たに訳出されたものである。ここに本書の大きな特徴があるとともに、マルクスとエンゲルスの文献翻訳にかかわり今後いろいろと議論をよぶのではないかと思われる。とくに第1章から第3章にかけては、これまでわが国では欧文の"trade union"という用語が「機械的」に「労働組合」と翻訳されてきたが、はたしてマルクスやエンゲルスが"trade union"という用語を日本で一般的に想定されているような意

味での「労働組合」と同義でもちいていたのかどう かを詳細に検討され、マルクスやエンゲルスが"trade union"という用語を使うさいに一義的に「労働組 合」という意味でつかっているわけではなく、多く の場合、それは「職別組合(職業・職種・職能組合)」 という意味で使っており、"trade union"の用語と その語義への注意を喚起されている。氏が、このよ うに "trade union" という用語の翻訳にこだわっ ておられるのは、日本の労働組合が「企業別組合」 であり、その克服が日本の労働組合運動の前進にとっ て欠かせないというきわめて実践的な課題にかか わってのことである。また、第4章から第6章にか けては、マルクスとエンゲルスが労働組合運動全体 のなかで賃金・労働時間問題をどのように位置づけ ていたかを確認するために、『資本論』や『賃金、価 格および利潤』等における関連箇所の検討と労働力 の価値規定と労賃論をめぐる最近の研究動向につい て論及されている。第5章における労賃論をめぐる 研究動向については、最近の最低賃金をめぐるさま ざまな議論を含め、なお深めるべき論点があるかに 思われるが、そうした問題にたいする宮前氏の問題 提起がなされている。

以上きわめて概括的に本書の紹介をしたが、宮前 氏自身「本書での編成・配置方法は一試行にすぎない」と記されているように、そうした編集上の問題 を含めてなお検討されるべき点が少なくないかと思 われるが、マルクスやエンゲルスの労働組合運動に かかわる手ごろな冊子として広く読まれ、理論的に 深められることが期待される。

(2007年4月・共同企画ヴォーロ発行・800円) (あまの みつのり・常任理事・千葉商科大学教授)

全日本年金者組合編

『ふつうの暮らしがしたい 無年金・低年金者の証言第2集』

藤吉 信博

今回の参議院選挙で自民党が歴史的大敗退した原 因は、安倍首相が憲法改悪の実現を選挙公約のトッ プにすえたことと同時に、政治と金の問題とともに、 5,000万件を越す年金記録の紛失事件やその問題をう やむやにしたままの社会保険庁の解体、「100年安心」 の年金問題などに対する国民の不安と憤りの爆発で あったことは明らかです。

年金者組合が昨年に引き続き出版した、『ふつうの暮らしがしたい 無年金・低年金者の証言第2集』に収録されている、59人(1サンプルは夫婦で証言)の痛切な「ふつうの暮らしがしたい」という訴えは、年金改悪、消費税増税、生活保護切り下げなどを強行する安倍自公政権の悪政に対する痛烈な批判となっています。

この証言集は、森信幸年金者組合委員長(当時)が「はじめに」で記しているように、「生涯を通していっしょうけんめい働き、子どもを育て、日本経済の発展をささえてきた庶民の歴史と今です。これほどがんばって生きてきた方々が、さまざまな事情で無年金者となり、低年金者となって、『どうにもならないことばかり』の中で、かろうじて暮らしています。『阪神大震災にあわれた方』『難病の子どもをかかえた方』『原爆で夫と息子を白血病でなくされた方』『夫と死別したり、離婚した方』『自殺を考えた方』など胸がつまる証言ばかりです。」

証言の具体的内容については、『証言集』に譲りますが、年金者組合が痛切な年金の改善の叫びを基礎に進める証言運動は、「年金者金持ち」論を事実で打ち砕き、年金者組合が要求する最低保障年金制度の緊急性・正当性を事実で示す運動としてきわめて重要です。労働総研は昨年、「ナショナル・ミニマム大綱案」を発表しましたが、安倍自公政権が強行する9条破壊を軸とした憲法改悪策動と連動した国民生活に対する全面的な攻撃に反対し、憲法25条に基づく国民生活改善運動を前進させる上で、この『証言集』は必読の文献いえましょう。

(2007年5月・全日本年金者組合刊・頒価100円)

(ふじよし のぶひろ・労働総研事務局次長)

島崎晴哉中央大学名誉教授·労働総研理事を偲んで 松丸 和夫

2007年6月26日、島崎晴哉先生の訃報が伝えられ、ご親族や大学関係者はもとより、労働総研会員、学会会員等多くの人々が突然のご逝去の報せに驚き、そして深い悲しみに包まれました。

島崎先生は、1924年長野県にお生まれになり、1941年中央大学第二予科に進学され、1944年同 予科を兵役のため3年でご卒業になり、中央大 学経済学部への復学後1949年3月にご卒業され ました。先生の研究者・教育者としての歩みは、1949年4月に中央大学経済学部助手に就任され た時から始まり、助手としての3年間を経て、1961年4月には同学部教授に就任されました。

先生は、学部教育において「社会政策」とならんで当時としても異例な新設科目の「労働運動史」を担当され、学生の教育に当たられました。1963年10月には、先駆的研究業績である『ドイツ労働運動史』(青木書店)を上梓され、その後1965年3月から1年5ヵ月に及ぶドイツ・オランダでの在外研究をされ、1967年、経済学博士の学位を授与されました。

この間、先生は学会や研究会を中心とした研究活動、学部と大学院における教育活動にたいへんご熱心に取り組まれながら、急速にマスプロ化が進んでいた中央大学における大学行政に関わる多くの重責を果たされてきました。1968年4月から1969年3月まで、バリケード封鎖とロックアウトの日々に激職の学生部長を務め、その後、1971年11月より、経済学部長・大学院経済学研究科委員長を2年間務められました。研究と教育という大学の本来的機能を果たせるよう大学を改革することに先生はご尽力されま

した。その後、1977年~78年の中央大学の多摩 キャンパスへの移転期に、中央大学図書館長を 務められ、膨大な図書館蔵書等の移送と新図書 館の立ち上げにご尽力なされました。

学会活動においても、社会政策学会の幹事や 現在活動休止中の労働運動史研究会の代表としてご尽力され、黒川俊雄慶應義塾大学名誉教授 (労働総研・初代代表理事)の後を受けて、1988 年5月から1990年4月まで社会政策学会代表幹事として、学会本部を代表し、運営の重責を果たされました。1989年12月に設立された労働総研に当初より参加し、理事、国際労働研究部会のメンバーとして、ドイツを初め多くの国の労働運動の調査・分析をなされ、全労連国際局と共同で毎年刊行されてきた『世界の労働者のたたかい』の執筆者として最期まで重要な役割を果たしてこられました。

島崎先生は、いつも穏やかな表情で、学生や 労働運動活動家に接するときもにこやかに対応 してくださいました。立派で権威のある学者で あったにも関わらず、周囲へのお心遣いを絶や さない先生でした。

島崎先生が日本の労働問題研究と労働運動に 与えてくださった多くのことを、私たちは共通 の「宝」として受け継がせていただきます。戦 争と貧困と失業に反対の立場を貫かれた「闘士」 である先生が望まれたように、平和で、働くこ とがひとびとの幸せにつながる社会を目指して 努力したいと思います。

島崎先生、どうぞ安らかにお眠り下さい。 (まつまる かずお・理事・中央大学経済学部長)

草島和幸前事務局長の死を悼む

熊谷 金道

労働総研前事務局長(在任期間2000年7月~2002年7月)の草島和幸さんが去る6月17日に動脈瘤破裂のため、東京都内北区の病院において亡くなられました。1932年8月20日の出生ですから享年75歳でした。謹んで哀悼の意を表すものです。

草島さんは、労働省会計課を皮切り(実際にはそれ以前にも定時制高校時代に民間企業にも在籍)に、東京都労働局などで公務員と組合役員を経験した後、国会議員秘書、統一労組懇事務局員、全労連事務局員・幹事など多彩な職歴・活動歴をもった人でした。

私が草島さんと一緒に仕事をするようになったのは、私が統一労組懇の専従役員になった1988年からでした。最初の印象は、豪胆というか豪放にして沈着、しかし、時にしばしば激しい論争を好みつつも、最終的には役員に花を持たせて持論を一時的に引くなど、さすがさまざまなキャリアをもった百戦錬磨の強者というのが私の強い印象でした。

草島さんは、日本共産党国会議員秘書、議員団 事務局の政策小委メンバー、さらには党経済政策 委員会委員としての経験などを持ち、統一労組懇 事務局当時は政策問題の知恵袋として統一労組 懇を社会的に押しだすのに大きな役割を果たし ました。89年11月21日に全労連が結成され、統一 労組懇が解散されて以降は全労連の事務局に採 用され、結成直後の全労連で、誰もが初体験とい うナショナル・センターの土台づくりに大きな役 割を果たしました。私も事務局長として結成当時 から草島さんと一緒に全労連で仕事をしてきま したが、頻繁に求められる事務局長談話を作る際 などに、筆が早く、幅広い分野に筆の立つ草島さ んには個人的にも大いに助けられました。

草島さんの闘争エネルギーの源泉は、何より も草島さんの生い立ち、それは幼児から母子家 庭で貧困の中で育ち、太平洋戦争の悲惨さを体験、その後も朝鮮戦争を経験するなど貧困と戦争体験の中で成長し、それが原点で社会変革への思想形成と自分の生きる道を探求してきたことにあったと思います。そしてそれに磨きをかけたのが、東京都労働局、社労関係国会議員秘書としてのキャリアであったと思います。

草島さんが全労連時代に特に大きな力を発揮 したのが、ナショナル・センターとしての視点 での政策活動でした。全労連は結成直後から、 大企業の内部留保問題や円高不況への対応など 時々の情勢に攻勢的な問題提起を社会的におこ なってきましたが、その中心的役割を担ったの が草島さんでした。とりわけ彼が得意としてい た政策分野が雇用・社会保障で全労連の方針・ 政策のみならず、対外的な執筆活動でもその業 績は『労働運動』誌や『学習の友』などに数多 く残されています。また、96年8月には新日本 出版社から出版された「シリーズ労働運動」第 9巻の「社会保障と労働者の暮らし・権利は」 を執筆しています。大月書店から02年8月に出 版された相沢與一編、労働総研監修の『社会保 障構造改革ー今こそ生存権保障を』では「雇用・ 失業問題と政府の雇用政策」を執筆しています。

仕事を離れた時の草島さんの趣味は相当な腕を持っていた囲碁と山登りでした。登山では一人歩きが好きだったようで飯豊連峰に出かけて台風に遭遇、ひどい目にあった話などを聞いたこともありました。また、時間内活動と時間外活動の接点になっていたのがお酒だったと思います。統一労組懇当時も全労連に来てからも、草島さんは机の下にウイスキーのボトルをキープしていて、勤務時間が終わるとそれをおもむろに取り出し、美味しそうにちびりちびりとやりながら原稿を書いていたことを今も忘れることができません。

(くまがい かねみち・代表理事)

振事後記 坂本修弁護士、大木一訓労働総研代表理事、坂内三夫全労連議長による大型座談会「今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題」は、参議院選挙前の6月におこなったものである。その後、選挙結果を踏まえて、それぞれの方にインタビューで補強していただいた。この座談会は、今後の憲法闘争の展望を示唆しており、今後重要な意味を持ってくるように思われる。是非一読をお願いしたい。参議院選挙前の6月、草島和幸前労働総研事務局長と島崎晴哉労働総研理事が逝去された。『世界の労働者のたたかい第13集』のドイツ、オーストリアの原稿が島崎理事の遺稿となった。お二人のご逝去に対して、心からの哀悼の意を表するものです。 (N. F.)

季刊 労働総研クォータリー Na.66 (2007年春季号)

2007年9月1日発行

編集·発行
労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03 (3230) 0441

メゾン平河町501

FAX 03 (3230) 0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

ふたりの「心音」に耳を澄ます友情に溢れた「交心録」

勉・不破哲三往復書簡

水上 勉・不破哲三著

作家・水上勉氏と日本共産党の不破哲三氏の「往復 書簡集」。病床から闘病体験を求めた水上氏の電話に 始まる十数年間の交流――「地下茎で結ばれた」(水 上氏) 交友を記録した五十数通の手紙に、不破氏が「注し や「解説」を書き加えた。水上氏の長男で「無言館」館 主の窪島誠一郎氏が読後感をあわせ父への思いを語る。

〈A5判変型·上製〉定価1890円(税込)



ISBN 978-4-406-05058-6

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03 (3423) 8402 [営業] 郵便振替00130-0-13681

首相官邸をあやつる財界総本山の実像!

日本経団連の分析



佐々木憲昭編著

〈A5判·上製〉 定価2625円(税込)

安倍政権が進める"官邸機能強化" —— そのウラで、 大きく変貌した日本経団連の露骨な「政策買収」と「政 治支配」が進んでいる。彼らは日本をどこに導こうとし ているのか? 本書は、1970年代から今日までの経団 連役員企業の変遷と株式構成の実態を詳細な統計 資料で調べ上げ、企業利益が「政策決定過程」に直 結している現実を告発する。

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03 (3423) 8402 [営業] 郵便振替00130-0-1368 1

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.66 Spring Issue

Contents

Round Table: The Constitution Today and Issues for the Struggle of Japanese People and Workers

Osamu SAKAMOTO, Kazunori OHKI, Mitsuo BANNAI

Information at Home and Abroad

* "Left Party," a New Political Party Formed in Germany

Masashi NATSUME

* For the Eradication of Pneumoconiosis Suffered by Tunnel Workers

Naomichi ISHIDA

Introduction of New Publication:

- * Three Recent Books Probing into the Realities of Job Destruction
 - "The Working Poor and Disguised Contract labor"
 - "Disguised Contract Labor-The Worksite of the Gap-widening Society"
 - "Employment Meltdown"

Yutaka KANEDA

- * "Marx and Engels on Trade Unions," edited, translated and written by Tadao MIYAMAE

 Mitsunori AMANO
- * "We Want to Live a Decent Life Testimonies of Those with No or Low Pension Benefits,"
 edited by the Japan Pensioners' Union
 Nobuhiro FUJIYOSHI
- * "In Memory of Haruya SHIMAZAKI, Professor Emeritus of Chuo University and Rodo-Soken Executive Board Member" Kazuo MATSUMARU
- * "In Mourning for the Deceased Kazuyuki KUSAJIMA, former Rodo-Soken Secretary General"

Kanemichi KUMAGAI

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501

1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093 Phone: 03-3230-0441 Fax: 03-3230-0442

季刊 労働総研クォータリーNo.66 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)